

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録 第七号

昭和四十年十月三十日(土曜日)
午前十時十九分開議

出席委員

委員長 安藤 覺君

理事 木村 武雄君 理事 園田 直君

理事 長谷川四郎君 理事 福永 一臣君

理事 小林 進君 理事 辻原 弘市君

理事 松本 七郎君 理事 永末 英一君

愛知 揆一君 赤澤 正道君

荒木萬壽夫君 荒松清十郎君

井原 岸高君 宇野 宗佑君

江崎 真澄君 大平 正芳君

金子 岩三君 鯨岡 兵輔君

小坂善太郎君 佐藤 孝行君

澁谷 直藏君 田口長治郎君

田中 龍夫君 田中 六助君

田村 良平君 中川 俊思君

永田 亮一君 濱野 清吾君

早川 崇君 藤枝 泉介君

本名 武君 増田甲子七君

三原 朝雄君 毛利 松平君

山村新治郎君 赤路 友藏君

石野 久男君 石橋 政嗣君

滝井 義高君 戸叶 里子君

中村 重光君 橋崎弥之助君

野原 覺君 總積 七郎君

山中 吾郎君 横路 節雄君

春日 一幸君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 石井光次郎君

外務大臣 椎名悦三郎君

文部大臣 中村 梅吉君

厚生大臣 鈴木 善幸君

農林大臣 坂田 英一君

出席政府委員

郵政大臣 那 祐一君

建設大臣 瀬戸山三男君

内閣官房長官 橋本登美三郎君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

總理府事務官 矢倉 一郎君

(恩給局長) 新谷 正夫君

検事(民事局長) 八木 正男君

法務事務官(入国管理局長) 正示啓次郎君

外務事務次官 後宮 虎郎君

外務事務官(アジア局長) 安川 壯君

外務事務官(北米局長) 中山 賀博君

外務事務官(經濟協力局長) 西山 昭君

外務事務官(條約局長) 藤崎 萬里君

大蔵事務官(大臣官房日本専売公社監理官) 半田 剛君

大蔵事務官(銀行局長) 佐竹 浩君

大蔵事務官(國際金融局長事務代理) 村井 七郎君

国税庁長官 吉岡 英一君

文部事務官(大臣官房長) 安嶋 彌君

文部事務官(社会教育局長) 宮地 茂君

文部事務官(文化財保護委員会事務局長) 村山 松雄君

厚生事務官(藥務局長) 坂元貞一郎君

厚生事務官 今村 讓君

(社会局長) 熊崎 正夫君

厚生事務官 實本 博次君

(援護局長) 農林事務次官 飯谷 忠男君

農林事務官(大臣官房長) 大口 駿一君

水産庁長官 丹羽雅次郎君

水産庁次長 石田 朗君

通商産業事務官(貿易振興局長) 高島 節男君

通商産業事務官(重工業局長) 川出 千連君

郵政事務官(大臣官房電気通信監理官) 野口 謙也君

郵政事務官(貯金局長) 稻増 久義君

郵政事務官(簡易保険局長) 武田 功君

委員外の出席者 日本専売公社 服部誠太郎君 宍部長

十月三十日
委員田澤吉郎君、本名武君及び松井誠君辭任につき、その補欠として澁谷直藏君、佐藤孝行君及び滝井義高君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員佐藤孝行君、澁谷直藏君及び滝井義高君辭任につき、その補欠として本名武君、田澤吉郎君及び松井誠君が議長の指名で委員に選任された。

十月二十九日
竹島の領土権確保に関する陳情書(島根県議会議長宗寂照(第八九号))は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件(条約第一号)

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出第一号)

財産及び請求権に関する問題の解決並びに經濟協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出第二号)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出第三号)

○安藤委員長 これより会議を開きます。
日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに經濟協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案、右各件を一括して議題といたします。

質疑を行ないます。鯨岡兵輔君。

○鯨岡委員 私は、主として韓国民の永住許可に

なつた者の法的地位並びにその待遇に関する協定について、総理大臣、外務大臣、法務大臣にお尋ねをしたいと思います。が、質問に先立って、外交の基本になるものは何かという問題について総理にお尋ねをいたしたいと思います。

わが国は、憲法において、国際紛争を解決する手段として戦争をしないと、中外にこれを明白にしておるのであります。すなわち、武力を背景とした外交は日本はしないのであります。できないのであります。そこで、わが国の外交はどうあるべきか、それをつくづく考えてみますと、国連を中心として、国際信義をかたく守って、信頼と尊敬を基調とした外交を打ち立てなければならぬというわが自由民主憲法政府の考え方は間違っていないと私は確信をいたすのであります。ただ、そういう外交をするための力はどこから出てくるか。私は、それを、国民的な世論、国民的背景であると思つてあります。いま条約を審議する場合は、私も先になんか心かげなければならぬことは、国民の理解と協力であると思つてあります。それをどこでどうして得るか。それは、この国会の審議の場、すなわちここであると思つてあります。ところが、私は、自分もそのうちに加わつていながら、それが今日まで完全に行なわれていないと思えません。まことに遺憾なことであり、責任は私にも重大な責任があると思つてあります。政府の側にも重大な責任があると思つてあります。戦争にわが国が負けた。朝鮮半島出身の人々はその当時日本人であつたのに、わが国が戦争に負けた結果、突如として好むと好まざるにかかわらずこれが外国人になつてしまつた。それからわが国は占領下の自主性を奪われた政治情勢のもとに置かれた。朝鮮半島が一つにまとまれば比較的簡単であつたらうに、それは残念ながら二つに分かれて血を流してまで争つた。敗戦に苦しむわが国には当時二百万の朝鮮出身の方がいて、その国籍さえも、法律的にも常識的にもさだかなものでなかつた。そしてそれは日本のどうすることもできないことであつたのであ

ります。いまになつて、あのときは全く残念だつた、しかしあつたよりはほかに方法がなかつたと思つてもございませう。しかしながら、あのときあつたのは間違つていた、こういう方法があつたのに残念なことであつたと思つておられます。違ひないと思つておられます。非常識な、それは暗黒の時代だつたのですから、そんなに割り切つたりばな行動ばかりあつたとは思えません。なかつたのがあたりまえであります。たとへば、先日来の国論争もそうです。私は、この重大な意義を持つ論議が国民の理解を得るために必ずしも十分でないことと責任の一半は政府にあると言つては、そのことではあります。もつと大胆率直に、矛盾は矛盾として国民の前に披瀝したいといふ、私はそう思つておられます。それで国民はちゃんと理解します。矛盾は矛盾として大胆に言へば、それで国民は納得もします。世間に審議をいたすに引き延ばしてはならないかとの印象を与えておられるとしたら、それは議会の責任であります。それを私も痛感しなければなりません。テレビやラジオや新聞を通じて国民がこの論議を聞いて、そして見て、もしも周到に用意された革命のための忍びやかな奮闘を感じて恐怖したり、あるいはまた、実のない幻惑的な政治遊戯と感ぜて政治に不信を抱いたとしたら、その責任はわれわれ議会側にあるものと痛感いたします。しかしながら、全く過去に少しの悔いもなかつたかのようにことば巧みに言ひのがれようとする無意味・有害な努力が政府の側になつかない攻撃的言辭も十分にはしたくないことと、責任を押しつければ、もしそれがあつたら、条約の意義を十二分に国民に理解させなければならぬ立場にある者として、日本における政治の最高責任者として、総理はどのようにこのことをお考えになられるか、まず冒頭に承りたいと思つておられます。

○佐藤内閣総理大臣 お答えいたします。ただいま、基本的なわが国の外交路線はどこにあるか、同時にまた、わが国の基本的な政治姿勢

はどこにあるかというお尋ねでございますが、これは、私がしばしば申し上げますごとく、わが国の外交路線は、申すまでもなく、いずれの国とも仲よくする、そうして平和外交を推進する、これが善隣友好の関係を打ち立てていく、これが私どもの考え方でございます。それには、もちろん、その基礎になりますようにお互いに独立を尊重し、そしてお互いに内政に干渉しないということ、これがその基礎条件であることも、しばしば申し述べたとおりでございます。

わわれが選んだこの方向は、国内の政治形態としては、とりもなおさず民主主義、議会中心の政治形態であります。その意味におきまして、国政の最高機関である議会の責任というものが、仰せのごとくたいへん重大だと思つておられます。私の審議を通じて、これは内政といわず外政といわず、すべてこの国会を通じて国民の理解を得、その国民の協力を得て政治を行なうのだ、どこまでも国会中心だ、院外の活動はその意味において限度があるのだ、かようなことをしばしば申し上げますのも、この点でございます。私も、どこまでもこの議会中心において国政を審議し、同時に外交、外交も進めてまいらなければならない。その基本は主権在民のその姿から当然のことでございますが、国民の理解ある協力なくしてはこれが行なえないのでございます。そういう意味におきまして、今回の日韓の条約にいたしまして、諸協定の批准を求めにいたしましたけれども、国民の絶大なる、強力なる支持、支援、これはもう絶対

に必要なことでもあります。国民の皆さま方も、この国会を通じて、また、最近のテレビ、ラジオ等を通して、この審議の経過もよく承知していらつしやることだと思つておられます。私は、今日まで各党とも、この審議につきましても積極的に協力され、そうして真剣にこの問題と取り組んでおられると、かように思つておられます。ただいま審議はいろいろ心配されて、あるいはこの国会が他の方向に使われてはいないかというふうなことも御指摘でございますが、それらの点は、もちろん議会自身におきまして皆さん方の責任で処理されることだと思つておられます。お説のとおり、また私も、政府として、行政府として、最善を尽くして国民の理解を得るように入念にまいりたいと、かように思つておられます。

ただいま、日韓間の問題について、ことに在日朝鮮人の法的地位等につきましてお尋ねがございしますが、だんだんそちらの方向へ行くだろうと思つておられます。これは、ただいま言われるように、いままで日本人としてわれわれと一緒に住んで、それが終戦の結果本人の意思にかかわらず日本国籍を失つた、そういうところ、特殊な事情があるのだから、その特殊な事情を十分にお互いが理解し合はないと、今日取りきめておる法的地位の問題は理解がいきかぬのじゃないだろうか、かように私は思つておられます。これは審議を通じてさらにその点を明らかにしたいと思つておられます。基本的態度は、ただいま審議の御指摘になりましたとおり、私も、どこまでも国会中心で、そうしてこの議会の審議を通じて国民の理解、協力を得、そうして内政、外政ともに平和な、また繁栄への道をたどる、こういうことであつて、かように思つておられます。

○鯨岡委員 総理大臣は、議会中心でこの論議を国民の前に明らかにしていきたい、こういうふうな言われたわけでありまして、しかしながら、私が特に心配をいたしますことは、今日までの論議を通じて、テレビでそれを見ていて、国民がこれは

周到に用意せられた革命のための忍びやかな準備前進を感じて恐怖したり、あるいはまた、実のな幻惑的な政治遊戯と感じて政治に不信を抱いたりしたらいへんだ、こういうふうに申し上げたわけでありませぬ。それに対しては同感であるようなお話がございましたので、これは了いたしました。この点についてはお答えがありません。総理も言われたように、きわめて非常識な事態であった、特別な事態であった。そういう特別な事態の中にあつたんだから、私に言わせれば、いまになって考えてみれば、あのときあつたればよかつたと思ふこともあるでしょうし、あつたことはあつたけれども、当時あつたよりほかになかつたんだと思ふこともあつたでしょう。それを、国会の論議が、攻撃するほうもまことにほしたくないけれども……

「ほしたくないとは何だ」と呼び、その他発言する者多し」

○安藤委員長 お静かに願います。

○鯉岡委員 そのかといつて、何か言いくるめるような言ひ方をしないかと思ひまして、それが十分に私はあるんじゃないかと思ひまして、そういうことでは国民にはよくわからない、もつと大胆率直に言へば国民が納得するし理解もする、こういうようなことを申し上げたのでありますが、それに對するお答えがまだありません。

「発言する者多し」

○安藤委員長 お静かに願います。

○佐藤内閣総理大臣 お答えいたします。過去のいろいろのことで、その中には不幸なこともあつただろう、かように思ひますし、兩國の關係は、これはたいへん歴史的な、また地理的にも近接してありますし、経済的にも絶えず交流が行なわれておる、こういうことで、いろいろの問題があつたと思ひます。しかし、これらについていま一々これをせんざくいたしません。將來の親交を樹立する上において、また一そう深める

上において役立つことだと思ひます。このことこそ、いわゆる反省、こういうことにおいて意味があると思ひます。しかし、これが過ぎますと、反省でなくて、あるいは触れなくてもいい古傷にさわるといふ問題もありますので、これはまあほどにしていただいて、いわゆる前向きで、將來一体どうするのだ、將來の問題はどうするか、こういう時点に立つて真剣に審議をしていただきたい、かように私は思ふのでございます。あるいは過去の問題についてこれを率直に表明して、そうしてこれを將來の親善樹立への方向とするのだ、そのかてにするのだ、まことに議論はそのとおりでございますが、これも行き過ぎますと、お互いに感情の動物でございますから、必ずしもその善意が理解されない、こういうことはたいへんな問題だ、かように思ひますので、そのせんざくはほどほどにさせていただきたい、かように私は思ひます。

○鯉岡委員 総理はいま私の質問に対して、前のことを思い出してそれを率直に言ひたい、意味のないことではないと思ひけれども、俗にいう古傷をつつくといふこともあつて、そういうことは、これから前向きで善隣友好を重ねていくという態度から見れば、どうもほどほどにしなければならぬことではないか、こういうふうに仰せられます。私は全くそのとおりだと思ひます。そこで、この問題はこの程度にしまして、次の問題に移りたいと思ひます。

外務大臣にお答えを願ひたいと思ひます。大韓民国はわが國と一衣帯水の間にある最も近い隣國であります。したがつて、あらゆる意味で、國と國とはもちろん、国民生活の上でも密接な關係にあります。特に、太平洋戦争が終つた後、その國民は私どもの同胞であつたのであります。あるいは強制的に、あるいは自発的にわが國に移り住んで、戦後二十年、日本語しか話せないような人も決して少なくありません。さらに、忘れてならないことは、大韓民国の政治の様式が私どもの國と同じ自由民主主義によつてい

るといふことであります。いわゆる自由陣營に属する非常に多くの國が大韓民国を承認し、これと正常な國交を結んでおるのでございます。以上の事柄を考えますと、当然に、大韓民国成立の当初より他國に先んじてこの國を承認し、互いに理解と信頼を深め、親しい國の交わりをするのが、わが國の当然のべき道であつたと思ふのであります。なぜそれができなかったか。南北問題もさることながら、それはあまりに近く、あまりに關係が深く、利害關係のために錯綜することが多過ぎたからだと私は思ふのであります。親しみも深いけれども恨みも深い、そういう複雑な關係が正常な國交をはばんでいたのだと思ひます。このことは兩國國民にとつてきわめて不幸なことだつたと申さなければなりません。十四年の長い歲月、互いに忍耐強い交渉を続けて、今日条約並びに協定が、兩國の署名を終えて批准にまでこぎつめたことを、日本と大韓民国の兩國及び兩國國民の間の友好關係の増進、さらにはそれらを通じて達せられるのでありアジアの平和のために喜ぶものであります。しかしながら、申すまでもなく、条約と協定といひ、長く將來にわたつて兩國國民にある種の責務を負わせるものでありますので、批准にあつた、その内容について政府に質問をいたしたい、これが私の考えであります。

大韓民国が独立宣言を行つたのは一九四八年すなわち昭和二十三年の八月十五日であります。G H Q の中に、G H Q に対する代表部として大韓民国の政府機関が設けられたのは、翌一九四九年すなわち昭和二十四年の一月でございます。前に申した述べましたように、日韓の交渉が今日の段階までこぎつてきたすまには、十四年の歲月と努力が重ねられておるのであります。その一番最初は二十六年の十月に実施せられた日韓交渉の準備會議であること承知をいたしております。私の調べましたところによりますと、この準備會議で討議せられたことの最も重要な点は、在日韓國人の法的地位とその待遇であつたこととでありませぬ。しこうして、本年の六月二十二日、この条約

並びに協定が兩國代表によつて署名せられた直前まで討議の対象となつたのもまた、在日韓國人の法的地位とその待遇についてであつたと聞き及んでおります。そこで、お尋ねしたいことは、準備會議においてこの問題が初めて話題にのぼつたときは、韓國の要求はどんなものであつたか。一番最初の準備會議でこの問題が話題にのぼつたときは、大韓民国の要求はどんなものであつたか。それに対してわがほうはどう考えておられたか。それから、第二番目は、交渉の全期間を通じてこの問題で一番むすかしく、話し合いが難航したのはどういふ点であつたか。それから、第三番目は、署名の瞬間まで条約、全協定を通じて、この法的地位と待遇の問題が決着しなかつたやに聞きますけれども、もしそうだつたとするならば、それはどういふ点であつたか。

もう一回申し上げます。準備會議で一番最初にこの問題が話題になつたとき、先方の國の要求はどういふものであつたか。二番目は、全期間を通じて、この法的地位並びに待遇に関する問題で一番むすかしく感ぜられたのはどういふ点であつたか。三番目は、署名の瞬間までこの問題がなかなか決着しなかつたやに聞き及んでおられますけれども、もしもそうであつたとするならば、それはどういふ点であつたか。この三点について外務大臣からお答えを願ひます。

○椎名國務大臣 お答えいたします。

準備會議において向こうの主張のおもなる点は、まず在日韓國人は終戦後選挙権及び外国人登録を除いては内國民と同様の待遇を受けたい。これは、従来さういふことになつておるので、既成の法律關係をそのまま維持することにしたい、という点の一つ。それから、在日韓國人は何らの手続も経ずに日本に永住する、そういう権利を認めてほしい。この権利は子孫にも継承して認めらるべきである、という点が第二点。第三点は、過去の強制は絶対にしてもらいたくない

い、この三点でございます。

日本側のこれに対する主張は、外国人に対して日本国民と同様の地位を与えることは、これはできない。それから、出入国の管理法令の適用を排除することはできないけれども、永住許可の条件あるいは手続等について特例を設ける用意がある。それから、退去強制の除外例を認める意図は日本にはない。この点が両者の間において著しい特徴であったと考へます。

それから、今回の法的地位並びに処遇の問題について終始問題になりましたのは、いわゆる永住許可の範囲でありました。すなわち、向こうの主張するところは、子々孫々まで永住許可を付与することであつたのであります。これは、結局、御案内のとおり、この発効後五年までに生まれた者の子供ということにして、そのあとの直系卑属については、効力発効後二十五年までの間に両国において適宜協議する、それによつてその処遇をきめる、こういうことにして今回の落着を見た次第でございます。

それから第三点、最後までいろいろな問題の決着がつかかなかつたようであるが、こういうお話でありましたが、この永住許可及び退去強制等につきましては、まあ最も重大な問題でありましたから、その点はまず話がついたのであります。その他の教育の問題あるいは社会保険あるいは持ち帰り財産の限度、そういうようなものにつきましてまだ未解決の点がありましたので、イニシアブルのごく数日前までなかなか問題が落着しなかつた、こういう事情でございます。

○鯨岡委員 そりすると、始まりから会議の途中に至るまで大韓民国のほうの要求は、いままですつといたんだから、選挙権みたいな基本のものを除いては全部権利を与えてくれろ、さらには、強引制退去というのには困る、これはやめてもらいたい、それから、子々孫々までずっと永住できるよりに認めてもらいたい、こういう要求であつたのに対して、選挙権を除いてといつても、そんなに

一ぱいの権利を与えるわけにはいかない、強引退去も全部やらないというふうなわけにもいれない、子々孫々は、これからだんだん實情を統括するに従つて明らかにしてまいりますけれども、子々孫々というわけにはいかない、こういう点は途中でまとまつたんだが、最後までまとまらなかつたのは、教育の問題、社会保険の問題であつた、こういうふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○椎名国務大臣 さようでございます。

○鯨岡委員 だんだんと内部に入る都合上話を前に進めたいと思ひます。

次の質問は総理大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

すなわち、在日韓国人の法的地位とその待遇の協定を結ぶにあつたの基本的考え方でありませう。大韓民国の国民は、二十年前まではわれわれの同胞であつたのでございます。しかし、現在彼らははたして独立した国の国民であつて、われわれにとつては外国人であります。在日韓国人の生活はほとんど日本に定着をいたしております。あの方々が外国人になつたのは、必ずしもあの方々の好んだことによる結果ではございません。好むと好まざるにかかわらず、日本の敗戦によつて自動的に外国人になつたのであります。日本は独立国として当然に、おのずからなる外国人に対する在留にも待遇にも制限と規制があるはずであります。これを乱すことは断じてよくないことであるといわなければなりません。しかし、在日韓国人の以上申し述べた経過、歴史の中でもめつたにない特殊な経過、特殊の事情を考へると、外国人といつても一般のアメリカ人とかドイツ人とか、それと同一視することはいいとは思へません。今日この協定に定められたくらいのことではしかたがないのではないかと考へます。思ひますけれども、こまかくはあとで外務大臣にお尋ねいたしますが、この協定によりますと、いまから百五十年の間、かなりの数に及ぶ異なる民族の集団がこの日本の中に、しかも特別な普通の外国人にな

い地位を得て生活することになるのでございませう。これを審議する私どもは、幾ら長生きをしても、一番若い人でもまあ五十年ぐらゐ、だんだんと、年をとつてくる人になると十年か五年ぐらゐで死んでしまふかもしれない。そういうわけが、今後百五十年の長い間外国人に特別の地位を与える権利が一体あるであろうか、おのずから省みてみないではおられない問題であります。この点については協定を結ばれた当事者もきつと十分に悩まれたことであらうことを私は信じてのでございますけれども、この協定の精神、基本の考え方でもありますので、これはぜひ総理大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

なお、あわせて、これは総理でも外務大臣でもけつこうでございますが、この協定の交渉にあつたのがわが国の基本的交渉態度は、在日韓国人の特別な事情を經過よりして、きわめて人道的にとつたところに重点を置いてやつたのか、あるいはまた、それにしては外国人なんだ、外国人には外国人としての当然のワケがあるべきはずである、ワケはあるけれども、これは例外である、一律に考へられない例外であると思へられたのか、例外はあくまで例外であつておのずとそこには制限、限度があるべきであります。そうすると、その限度は基本的にどこに求められたのか、交渉にあつたその限度は守られたかどうかという問題があります。人道に力点を置いたのか、あるいは外国人ではあるが特殊の例外だと考へられたのか、交渉にあつたその基本の態度についてお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 お答えいたします。ただいま鯨岡君が御指摘になりましたように、また御意見を述べられましたように、韓国人は特殊な地位にある、私どもと特別な関係にある、この点を考慮しなければならぬ。自分たちの意思にかかわりなく一様に外国人になつた、こういう経緯もございませうが、同時に、長い間一緒に住んでいた、そして、たゞいまお話のありました定着性というか、そういうものがはつきり、根強く

根を張つておる、こういう実情にあるのでございませう。生活自体が、中にはもう日本語以外には知らないとか、こういうふうなこともあるので、したがうして、本人の意思にかかわりなく国籍を失つた、別になつた、こういう意味で、外国人には違ひないんだが、私どもが人道に上るいは人情から申しまして、これを一般の外国人と同様に扱ふわけにはいかない、その特殊性を十分考慮する必要があります。これが長く日本に住んでいた韓国人に対するわれわれの当然のしかた、あり方だと、かように私は思つております。そういう意味で、いろいろ韓国人から要望も出ております。あるいは、永久に永住権、居住権を認めろ、こういうふうな話もあつたやに何つておりますが、しかし、お互いに、お互いが外国人であるというところ、これはひとつ考へなければならぬだろう、そして、また同時に、それが外国人として特殊な生活様式を持つことも将来に禍根を残すだろう、もちろんそういう場合には帰化という国籍取得の方法もございませうから、そういう点についても十分考慮すべきであらう、かような特殊な状況を長く長く続けていくことは好ましいことではない、そういう意味の折衝が繰り返されて、たゞいま申し上げるような最終的な結論になつたと思ひます。たゞいま仰せになるごとく、お互いが長生きをするとしても、最後まで見きわめはなかなかつたかたではないか、私どもも実はさうに思つて、そこでまず、この際考へられることは、大体二十五年程度ではないか、それから先はそのときにまた考へる、こういうふうな仕組みが普通ではなからうかというのが、この法的地位をきめる際の基本的な問題になつたように私は聞いております。たゞいま言われますが、どこまでも、在日韓国人の特殊な性質をいまままでのあり方、つき合ひ、そういうところから考慮が払われて、いわゆる一般外国人とは特別に區別している、かように御了承いただきたいと思ひます。

○鯨岡委員 いま、私は総理大臣に対する質問として、二つの問題を提起いたしましたのであります

が、最初の問題については、非常に長くなる、しかし、それも向こうとの交渉でそこまで来たんだが、それにしては、二十五年目にも一回ひとつ考え直すというところで、その辺でいいのではなにかと思うというのが前段のお答えのように承りました。この点については、あとでまた詳しく条文に従って御質問を申し上げたいと思っております、了承をいたしておきます。

次に、外国人として見るのか、あるいは人道的立場で見るとかという問題に対しては、總理のお答えは両方のように受け取れましたが、どちらにニュアンスが強かったといえ、やはり例外的にというところが強かったように聞き及びました、それで間違いありません。

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりです。

○總務委員 次の問題に移ります。

外務大臣にお答えを願いますが、これからさうつとこの問題について討議をしていく基本の、最もきめておかないならばならない問題でございまして、いままで毎日の論議を聞いておりました。この点についてあまりさだかでないかのようにも思いますが、これを承りたいと思っております。条約にしても協定にしても、あるいは議事録、交換公文、いずれでも同じことですが、それが締結されて署名し合うまでには、相当の日時をかけた、真剣な討議の末、合議できた文章をつくるのだと思っております。日時をかけて真剣に討議をして、一語といえどもおろそかにしないで、そして合議できた文章をつくる。すでにして文章ができてきた以上は、その間の交渉の経過から、どう希望しようがそれはお互いの自由だけれども、問題は、そのでき上がついて文章が客観的にどういう意味があり、どういう効果があるかということであって、その文章が客観的に意味しない解釈は、どんなに意になつたものであっても、それは何の政治的拘束力もないものと解してよろしいかどうか。これは基本のことでございますので、明らかになつてお答えを願いたいと思っております。

○推名国務大臣 御指摘のとおりでございます。

たとえその協定、条約の締結に当たつたものでありましても、両国の当事者の間において審議を重ねて合意したものがあくまで、正文であります。その解釈につきましても、これはすでにさういふ当事者の主観から離れて客観性を持ったものでございまして、その条文の書きおろされておるとおりこれを解釈すべきものである、かように考えておられます。

○總務委員 すでにでき上がった文章は、どういふふうな自分で考えてもそれは自由だが、客観的にどういふふうな意味があるかということが重大であつて、その他の解釈は政治的拘束力がないという明らかにお返事でございしますので、これからさういふつもりで審議を続けていきたいと思つておられます。

今回提案されております基本条約並びに諸協定の二環として、この在日韓国人の法的地位並びに待遇に関する協定を、私はその内容についてかなりこまかく質問して疑義をただしたいと思つておられます。全体としてこの程度はしかたがないのではないかと、こう思つておられます。ただ私だけではないかと思つておられます。この協定が実施せられた暁、最も心配になる点は何かといえ、特別な地位を与えられ特別な待遇を与えられる者、さらさらざる者に分かれるということでありまして、さらさら言ひならば、在日する韓国民はいわゆる朝鮮人を含めて五十八万人を数えるといわれております。これらの人々が正式に大韓民国の国籍を取り、申請し、許可をされて、日本に永住の権利を獲得し、それに応ずる待遇を与えられる者、それから大韓民国の国籍は取つたけれども、条件が合わないために永住権も取れず、待遇も与えられない者、依然としていわゆる朝鮮といわれる者、こゝにいふにふに大別されるわけでありまして、私が私見を申し上げますならば、結論的にそれは、はなはだ残念であり、その結果起こるかもしれないトラブルがありとすれば、わが国にとっては迷惑しごくなことでありまして、これはわが国に

とつては手の及ばない、いたし方のないことだと私は思つておられます。わざわざ対立抗争をさせようとしておるのだなどと言ふ人もおられますけれども、これは思わざるもなはだしいことであつて、何かためにするのための議論だと申さなければなりません。在日する朝鮮半島出身の諸君は、よくわが国の立場も理解して、この協定を曲解することなく正しく認識し、無理解にあるいはある種の目的を持って対立抗争などをしないようにしていただきたい、切にそれを私は願つておられます。

そこで、私が外務大臣にお尋ねしたいと思つておられることは、予想せられるこの種の事態に對して、それを幾らかでも少なくするためにどんな処置がとられるか、すなわち永住する地位と待遇とを与えられない者に対して、主として待遇の面でどのような処置を考へておられるか、その差をできるだけ縮めて、対立を未然に防ごうとどうやって実施せられるか、この点をお尋ねしたいのであります。

さらに、あわせてお答えを願つたいことは、ある種の目的を持って、差別の待遇に籍口し、誇大にこれを宣伝して、政治的対立抗争を激化させ、わが国に多大の迷惑を与えるような計画を立てる者、及びその実施をなす者など、いふん予想できることでありまして、このような者に対してどのような処置を考へておられるか、お尋ね申し上げたいのであります。幾たびか申し上げました過去の事情、経過よりして、できるだけの理解を持って韓国の方々に接しななければならぬのは、わが国政府及びわが国民としてむしる当然のことと申せましようけれども、今日までのところ、あまりにだらしない面がはなはだ目につく。俗に言うところの、泣く子と地頭には勝てないというやうな面がなかつたか。私は十分にそれがあつたと思つておられます。かくのごときことでは、わが国と韓国との間に、念願の理解も協力も生まれぬであらうと私は心配をいたします。これから先どんな国と国交を結ぶにしても、今日に

おいて、譲るべからざるところは断固として譲らない毅然としたところがなく、過去の経過におぼれて規律も限度もない態度を続けるならば、そこに育つべき、育てたい理解も協力も育ちはずまいと私は思つておられます。かくしてそれはお互いの不幸であります。待遇の差別に藉口して、政治的対立抗争を激化させるような計画や行動に對して、どう政府は対処せられるか、明確な御所信を承りたいと思つておられます。(拍手)

○推名国務大臣 今回の条約発効によつて、明らかに、韓国人としからざる朝鮮人民との間に、法律上の区別がつくわけでありまして、その結果どういふ処遇、實際上の生活においてどういふ違いが出てくるかといふことにつきましては、一がいに申し上げにくいのであります。何となれば、韓国籍をとらない人でも、従前から、戦前から日本に居住して、そして日本国民として生活しておつたという人もあるだらうと思つて、まあさういふたやうな人は、自分の意思に反して国籍を喪失して、そして朝鮮といふことになつておる。その人がなぜそれでは韓国籍をとらなかつたのか、それから韓国籍をとらうと思つてもとれないいろいろな事情があつたのか、さういふたやうなことはともかくもいたしまして、さういふ人があるのではありません。それから、同じさういふ朝鮮といふ区画に入る人々でも、戦前から居住していなかつた、その後においていろいろな経過を経て日本に来ておるといふやうな人もあると思つておられます。これら韓国国籍以外の人についても、さういふいろいろな事情がありますから、その具体的な事情に応じて、処遇といふものは、おのずから手心と申しますか、これは変わつていかなければならぬものだと思います。まあいづれにしましても、今回のこの条約の締結はあくまで韓国人といふものを対象にして、今後われわれは考へていく。しからざる人は、その事情事情に応じてこれは対処すべきものと思つておられます。これは教育、社会保険その他のいろいろな面においてどういふふうになつてくるか、それぞれの所管の閣僚

もここにおられますので、その關係からお話があると思つてありますが、いずれにいたしましても、韓国と条約を結んで、在日韓国人の処遇というものは明確になりました。なった結果、しからざる朝鮮人民との間に、幾らかそこに区別ができてくることは、これは明瞭であります。その結果、国内において、同じ朝鮮人民であった人々の間に、妙な政治的な対立が起こるといふようなことは、日本としてはまことに好ましくないこととあります。われわれの希望としては、日本の法律に従い、日本の社会秩序に順応して、そして平和な生活を続けてもらいたいと思つてあります。が、そういうわれわれの希望に反してそういう事態が起こつた場合はどうするか、これはまたそのときの事情によつて対処しなければならぬ。しかし、そういう区別に乗じて、その対立を激化する、相克対立を激化するといふような策謀がもし行なわれていたことがあれば、これはまことに遺憾なことでありまして、かようなことは絶対に慎んでもらいたい、かように考えております。

○歸國委員 今度結ばれるのは大韓民国との間に結ばれるのであつて、そして永住を許可し、それに伴う待遇を与えるということになれば、そういう条項に従つて、忠実にそれを行つていかなければならぬ、その他のものに対してはなるべく差をなくしたいと思つて、同じであるといふように断じて考えられない、その他のものについては事情に即してやつていきたい、こういうふうな聞き及んだのですが、それで間違いありませんか。

○推名國務大臣 それで間違いございませんか。

○歸國委員 それでは、一つ一つ具体的にお答えをいただきたいと思つてます。

これは政府委員の方でもけつこうでございますが、現在韓国籍の者の数、きよりの時点においてどのくらいおられますか。それをお答え願います。

十二名でございます。

○歸國委員 この協定が発効後五年たったときに、これは申請の終わる期間であります。そのときに正式に韓国籍を持つ者の数はどのくらいであるかと法務省は御推定でございますか。

○石井國務大臣 このごろずつと朝鮮の国籍欄から見ますと、朝鮮の名前のところから韓国といふふうに変つた数がだんだんとふえておるのでございます。ということは、朝鮮の数がだんだん減りまして、韓国の数が自然にふえておるといふ状態でございます。これからだんだんふえていくことは確かだろふと思つてますが、どのくらいになりますか、これはやってみないとちよつと見当つきませんでございます。相当ふえるだろふと思つております。

○歸國委員 これに伴う待遇があるのですから、いまから推定ができないといふことはまことに遺憾です。遺憾ですが、これはやってみなければわからぬことは事実であります。これはこの程度にいたしておこうと思つてます。

そこで次の質問ですが、協定の二条には、先ほども總理が、お話しになりましたように、二十五年たつたらばもう一回考え直すといふことが、協定の二条にあるわけでありまして、すなわち日本國政府は、第一条の規定に従い日本國で永住することを許可されている者の直系卑属として日本國で出生した大韓民国國民の日本國における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。と、こういうのですが、この「要請があれば」ということにちよつとひつかかる。要請がなかつたらどうするかという問題が一つ。それから、第一条で、これを(a)(b)に分けて、(a)といふのは戦前からつと今日まで引き続いて生きている者、これは昭和二十年の戦争に負ける直前に生まれた人も当然含まれますから、その人はいま二十ぐらい、まだお嫁さんももらっていない年でありまして、今後それは七十ぐらいまで生きるとすれば、昭和九年ぐらゐまで生きて

ます。それから、その「直系卑属」といふことで、子も孫も含まれますが、これはいまから五年後までに生まれる人ですから、まだ生まれておらない人もいます。それが七十ぐらいまで生きるとすれば、百十五年ぐらゐまで生きてます。昭和十五年、すなわち二〇四〇年ぐらゐです。それから(b)項で、その子供といふのがあります。それは直系卑属の子供でございますから、直系卑属はまだ生まれていないのですから、これが生殖能力が終つたのは四十年か五十年ぐらゐとかりに考えると、そのころ生まれますから、それが七十ぐらゐ生きてます。そうしますと、問題になるのは、二十五年先といふのは、第一項の人でも一番若い人で、いま二十ぐらゐですから、二十五年で四十五ぐらゐ、第二項の直系卑属でも生まれて、五年のときに生まれたとして、それが二十ぐらゐ、それからその子といふとまだ生まれていない、そういう時期にどういふ要請があつたらどういふ協議をしようといふのか、その内容がよくわかりません。ひとつつまびらかにしていただきたいと思つてます。

○八木政府委員 お答えいたします。

最初の御質問の、二十五年までに協議といふ点でございますが、ただいまお話がありましたように、協定の永住の対象になる韓国人は大体三つのグループに分かれるわけでありまして、第一のグループが終戦時分から引き続いて生きている者、それから第二のグループはそれの直系卑属で終戦直後から協定発効後五年までに生まれる者、そして三番目のグループといふのはこの一と二のグループの子供といふことになっております。そうしますと、その先はどうかといふことになるのでありますが、その先の人たちといふのは、一番初めに生まれてくる場合であっても、それは協定発効後五年過ぎて直後に生まれますから、ちよつといまから二十五年後になりますと、その規定してないグループの最初の者が生まれてくる時期といふわけでございます。そこで、その二十五年までの間にその待遇について要請があれば、協議に應ずる

ということでございます。韓国側から要請がなければもちろん協議はございません。要請のない場合どうなるかといふことになりまして、結論がありませんので、その第四番目のグループは普通の外国人といふことになります。

○歸國委員 入管局長、二十五年たつたときにはまだ三項の人は生まれてない、そういう生まれてない時期に、どういふ要請が予想されますか。要請があれば協議に應ずるといふのですが、どういふ要請が予想されますか。それで、その要請がどういふ要請かといふことを想定して、もしこつと要請であつたらばどうだといふようなことまで、お差しつかえなかつたらばお話し願いたいと思つてます。

○八木政府委員 その場合の要請の対象、内容はどういふことかといふ御質問でございますが、第一、第二、第三といふ三つのグループにつきましては、その法的地位及び待遇について、この協定で日本政府が約束をいたしておりますので、四番目のグループと申しますか、世代が生まれてくることになりまして、その人たちに對しては永住は保障されていないことになりまして、そこで、それに対する不安は当然その關係者が持つと思つて、われわれとしては協議の要請があるものと予想せざるを得ないと思つてます。その場合につきましては、協定の中にもございまして、この前文に書いてございまして、これらの人たちが日本の社会と特別な關係にあつたといふ点を頭に入れて、日本の社会秩序のもとで安定した生活ができるようにならうといふかといふ精神で、その協議に應ずるといふこととございまして、それが具体的にどういふ形になるかといふことは、そのときの日本の情勢、それから日本における韓国人の人たちの状況、そういうようなものを考慮いたしましたして、たとえば相違多くの人たちが日本に帰化をしておられるかもしれせんし、そういうようなことも考慮に入れます、どの程度の待遇を与えることが適當であるかといふことを、その段階において検討す

るほかはないと存じます。

○鯨岡委員 入管局長に重ねてお尋ねをいたしましたが、先ほど外務大臣は、交渉の始まりでも過程において、終盤においては解決したけれども、大韓民国のほうの要請は、子々孫々に至るまで日本に永住を許可してほしいという要請であった。子々孫々というのには困るといふので、第一条の(a)、(b)に分かれて、いまから百三十年ぐらいいままでのところで打ち切ったわけでありますが、それでも大韓民国のほうではやはり子々孫々という希望を捨てないで、いまから二十五年ぐらいたてば状況も変わるだろうから、そのころに至って日本に住んでいる人は、おじいさんも永住が許可されている、それからおとうさんも許可されている、せがれも許可されている。その子供だけは許可されないというふうなことがあつてはならないから、そのときになってもう一回話し合つてくれろ、すなわち、子々孫々という希望を完全に捨て切らないで、そこへネックとして残しておいたのだと考へて間違ひありませんか。

○八木政府委員 韓国の方たちが子々孫々日本に永住を保障してもらいたいということは、交渉の初期から一貫した非常に強い希望でございましたので、ただいまのお話のように、二十五年後の協議の段階において、やはり相当な希望を持って言つてくることは予想されているところでございます。ただししかしながら、われわれとしては、かつてこうした人たちが日本にきた背後の事情であるとか、その後の日本社会との定着の度合いであるとかいふことを考へまして、いつまでも特殊の集団として日本に未来永劫残るといふ形になることはあまり好ましくないといいたいと思つて、そのころの段階になってみませんと、どのような条件で話がまとまるか、二十五年先のことでございませうけれども、まあ、希望する限りにおいては日本にいられるようなことを念頭に置いて、われわれとしては交渉に際していくということになるかと存じます。

○鯨岡委員 交渉の相手側は子々孫々までいいたいと言ひ、こちら側は子々孫々といふことは譲ることができない、こういうことで二十五年が過ぎた、しかし、二十五年たてば、お互いの国が基本条約から始まつてすべての条約を誠実に守つていく過程において相当の信頼感も親密感もできるであらうから、別な空気でもた交渉ができる、だから完全に譲つたわけではない、そのときにはそのときの親密の関係の中から新しい考え方を打ち立てていきたい、こんなふうな考へてよろしうございませうか。

○八木政府委員 そのとおりでございます。○鯨岡委員 質問を続けます。第四条の(b)項、持ち帰り財産についてお尋ねをいたしますから、関係の方はお答えをいただきたいと思ひます。永住者の持ち帰りの金を一万ドルといたしましては、どういふ基準でございませうか。——大蔵省の方、だれかいませんか。

○八木政府委員 お答えいたします。これは、永住を認められた人たちが日本に永住する意思を放棄して韓国に引き揚げるという場合の本人が携帯して行くことが許されている金額の限度を、米貨一万ドルまでに認めてくれ、これも非常に強い要求でございまして、結局最後に応じたわけでありまして、一般外国人の場合には、この金額の制限は一世帯当たり五千ドルとなっております。これを韓国人の場合一万ドルということになつたわけでありまして、実際は、これは個々の——そういうケースはあまり予想されな

い、ほとんど想像されないのでありますけれども、個々の場合に際して、日本銀行から大蔵省の許可さえ取りつけければ、現在の五千ドルのラインでも、それを上回することはケース・バイ・ケースで考えられるのでありますので、実際問題としては可能だと思ひます。その点で、しかし、一応反対に言ひますれば、この協定によつて明瞭に数字の上であらわれた差の一つであるというところは申せると存じます。

○鯨岡委員 そんなに実際上違わなことを、な

ぜ、あなたのいまのことばかりでは、相当強い要求で一万ドルと言つたといふのですが、そんなに違わなことをどうしてそんなに強く要求するかと。

○八木政府委員 これは、私は交渉の古い記録を全部読んでおりませんのでわかりませんが、けれども、やはり、十四年前と現在とは貨幣の価値が違つたために、当時は一万ドルといふことが非常に大金であつたのじゃないかと存するわけでございます。

○鯨岡委員 一般の外国人は五千ドルといふのですが、その五千ドルには上下があるのであります。何も五千ドルきつかりといふことではない。下のほうは別として、上もあるわけですから、そういうことになれば、特に一万ドルといふことにしないでも、それで交渉の段階でそんなにむずかしい問題になるとは予想せられないのですが、どうしてそういうふうになりましたか。

○八木政府委員 それはやはり、一般外国人の場合に五千ドルといふのが、大蔵省のほうの省令がなかなか限度があつたらしいものでありますから、それに対する特例のような形になりますので、形式の面で、そういう面でも日本側としてなかなか承服できなかったといふこととございませう。しかし、いろいろ研究した結果、個々のケースで日本銀行が大蔵省の許可を取りつけければ可能であるということになりましたので、大体一万ドルになつたと存じております。

それから、もう一つつけ加えておきますが、これも大蔵省の方が見えていまして、正確なところでは、今後、大蔵省では外国人の携帯金の許可限度を近く一万ドルに全部一斉に直すのでございませう。

○鯨岡委員 五千ドルといふのは、いわゆる登録に朝鮮と記入されている人が北朝鮮に帰る場合でも、いまは五千ドル持つて帰れますか、一般外国人ですら。

○八木政府委員 さようでございます。○鯨岡委員 それならば、ちよつと承りますすが、新潟から北朝鮮を去つたときの人は、どうして四万五千円しか持つていかれたのでしたか。

○八木政府委員 北朝鮮の場合には、世帯でなく、一人当たり四万五千円といふことになっております。そして、これは、北朝鮮協定、昭和三十四年にできたわけでございますが、その当時、北朝鮮の赤十字社と日本の赤十字社との間で、スイスの赤十字国際委員会が仲介をしまして、帰還協定といふのを結んだわけでございます。これは、御承知のとおり、北朝鮮と日本とは国交がございせんので、直接国同士の帰還協定ができませんでした。その間、赤十字の間で結んだ帰還協定で、一人当たり四万五千円といふことが書かれたわけでございます。ただ、非常に金額が違つたことに感じますけれども、北朝鮮帰還の場合は、帰還を希望する人は、現在地から引き揚げ港、これは新潟でございますが、そこまでの全家族の運賃、汽車賃とか引越し荷物の運賃料であるとか、そういうものは全部赤十字から支払われる。それから、新潟に着きまして、船待ちの間の居住とか食料であるとか、そういうものは全部政府によつて支弁されます。そこで、そういう条件と、普通の外国人が日本から引き揚げていく場合、引越し荷物から何か全部自分で自弁するわけでございますので、性質が全然違ひますから、ただ金額が、片方は一世帯五千ドル、こつちは一入四万五千円といふ、若干差があるわけでありませうけれども、ほかの条件が違ひますので、これはちよつと比較するわけにはいかないと存じます。

○鯨岡委員 そうすると、入管局長にさらに重ねてお尋ねをいたしますが、北朝鮮からの人が新潟から帰るときには四万五千円しか持たしてやらなかつた、普通一般外国人は五千ドルまで持ち帰り財産としてはそのとき身につけて持つて帰れるのに、四万五千円しか持たしてやらなかつた、えら

い、ちよつと承りますすが、新潟から北朝鮮を去つたときの人は、どうして四万五千円しか持つていかれたのでしたか。

○八木政府委員 北朝鮮の場合には、世帯でなく、一人当たり四万五千円といふことになっております。そして、これは、北朝鮮協定、昭和三十四年にできたわけでございますが、その当時、北朝鮮の赤十字社と日本の赤十字社との間で、スイスの赤十字国際委員会が仲介をしまして、帰還協定といふのを結んだわけでございます。これは、御承知のとおり、北朝鮮と日本とは国交がございせんので、直接国同士の帰還協定ができませんでした。その間、赤十字の間で結んだ帰還協定で、一人当たり四万五千円といふことが書かれたわけでございます。ただ、非常に金額が違つたことに感じますけれども、北朝鮮帰還の場合は、帰還を希望する人は、現在地から引き揚げ港、これは新潟でございますが、そこまでの全家族の運賃、汽車賃とか引越し荷物の運賃料であるとか、そういうものは全部赤十字から支払われる。それから、新潟に着きまして、船待ちの間の居住とか食料であるとか、そういうものは全部政府によつて支弁されます。そこで、そういう条件と、普通の外国人が日本から引き揚げていく場合、引越し荷物から何か全部自分で自弁するわけでございますので、性質が全然違ひますから、ただ金額が、片方は一世帯五千ドル、こつちは一入四万五千円といふ、若干差があるわけでありませうけれども、ほかの条件が違ひますので、これはちよつと比較するわけにはいかないと存じます。

い、ちよつと承りますすが、新潟から北朝鮮を去つたときの人は、どうして四万五千円しか持つていかれたのでしたか。

○八木政府委員 北朝鮮の場合には、世帯でなく、一人当たり四万五千円といふことになっております。そして、これは、北朝鮮協定、昭和三十四年にできたわけでございますが、その当時、北朝鮮の赤十字社と日本の赤十字社との間で、スイスの赤十字国際委員会が仲介をしまして、帰還協定といふのを結んだわけでございます。これは、御承知のとおり、北朝鮮と日本とは国交がございせんので、直接国同士の帰還協定ができませんでした。その間、赤十字の間で結んだ帰還協定で、一人当たり四万五千円といふことが書かれたわけでございます。ただ、非常に金額が違つたことに感じますけれども、北朝鮮帰還の場合は、帰還を希望する人は、現在地から引き揚げ港、これは新潟でございますが、そこまでの全家族の運賃、汽車賃とか引越し荷物の運賃料であるとか、そういうものは全部赤十字から支払われる。それから、新潟に着きまして、船待ちの間の居住とか食料であるとか、そういうものは全部政府によつて支弁されます。そこで、そういう条件と、普通の外国人が日本から引き揚げていく場合、引越し荷物から何か全部自分で自弁するわけでございますので、性質が全然違ひますから、ただ金額が、片方は一世帯五千ドル、こつちは一入四万五千円といふ、若干差があるわけでありませうけれども、ほかの条件が違ひますので、これはちよつと比較するわけにはいかないと存じます。

い、ちよつと承りますすが、新潟から北朝鮮を去つたときの人は、どうして四万五千円しか持つていかれたのでしたか。

○八木政府委員 北朝鮮の場合には、世帯でなく、一人当たり四万五千円といふことになっております。そして、これは、北朝鮮協定、昭和三十四年にできたわけでございますが、その当時、北朝鮮の赤十字社と日本の赤十字社との間で、スイスの赤十字国際委員会が仲介をしまして、帰還協定といふのを結んだわけでございます。これは、御承知のとおり、北朝鮮と日本とは国交がございせんので、直接国同士の帰還協定ができませんでした。その間、赤十字の間で結んだ帰還協定で、一人当たり四万五千円といふことが書かれたわけでございます。ただ、非常に金額が違つたことに感じますけれども、北朝鮮帰還の場合は、帰還を希望する人は、現在地から引き揚げ港、これは新潟でございますが、そこまでの全家族の運賃、汽車賃とか引越し荷物の運賃料であるとか、そういうものは全部赤十字から支払われる。それから、新潟に着きまして、船待ちの間の居住とか食料であるとか、そういうものは全部政府によつて支弁されます。そこで、そういう条件と、普通の外国人が日本から引き揚げていく場合、引越し荷物から何か全部自分で自弁するわけでございますので、性質が全然違ひますから、ただ金額が、片方は一世帯五千ドル、こつちは一入四万五千円といふ、若干差があるわけでありませうけれども、ほかの条件が違ひますので、これはちよつと比較するわけにはいかないと存じます。

い、ちよつと承りますすが、新潟から北朝鮮を去つたときの人は、どうして四万五千円しか持つていかれたのでしたか。

い、ちよつと承りますすが、新潟から北朝鮮を去つたときの人は、どうして四万五千円しか持つていかれたのでしたか。

○八木政府委員 北朝鮮の場合には、世帯でなく、一人当たり四万五千円といふことになっております。そして、これは、北朝鮮協定、昭和三十四年にできたわけでございますが、その当時、北朝鮮の赤十字社と日本の赤十字社との間で、スイスの赤十字国際委員会が仲介をしまして、帰還協定といふのを結んだわけでございます。これは、御承知のとおり、北朝鮮と日本とは国交がございせんので、直接国同士の帰還協定ができませんでした。その間、赤十字の間で結んだ帰還協定で、一人当たり四万五千円といふことが書かれたわけでございます。ただ、非常に金額が違つたことに感じますけれども、北朝鮮帰還の場合は、帰還を希望する人は、現在地から引き揚げ港、これは新潟でございますが、そこまでの全家族の運賃、汽車賃とか引越し荷物の運賃料であるとか、そういうものは全部赤十字から支払われる。それから、新潟に着きまして、船待ちの間の居住とか食料であるとか、そういうものは全部政府によつて支弁されます。そこで、そういう条件と、普通の外国人が日本から引き揚げていく場合、引越し荷物から何か全部自分で自弁するわけでございますので、性質が全然違ひますから、ただ金額が、片方は一世帯五千ドル、こつちは一入四万五千円といふ、若干差があるわけでありませうけれども、ほかの条件が違ひますので、これはちよつと比較するわけにはいかないと存じます。

い、ちよつと承りますすが、新潟から北朝鮮を去つたときの人は、どうして四万五千円しか持つていかれたのでしたか。

○八木政府委員 北朝鮮の場合には、世帯でなく、一人当たり四万五千円といふことになっております。そして、これは、北朝鮮協定、昭和三十四年にできたわけでございますが、その当時、北朝鮮の赤十字社と日本の赤十字社との間で、スイスの赤十字国際委員会が仲介をしまして、帰還協定といふのを結んだわけでございます。これは、御承知のとおり、北朝鮮と日本とは国交がございせんので、直接国同士の帰還協定ができませんでした。その間、赤十字の間で結んだ帰還協定で、一人当たり四万五千円といふことが書かれたわけでございます。ただ、非常に金額が違つたことに感じますけれども、北朝鮮帰還の場合は、帰還を希望する人は、現在地から引き揚げ港、これは新潟でございますが、そこまでの全家族の運賃、汽車賃とか引越し荷物の運賃料であるとか、そういうものは全部赤十字から支払われる。それから、新潟に着きまして、船待ちの間の居住とか食料であるとか、そういうものは全部政府によつて支弁されます。そこで、そういう条件と、普通の外国人が日本から引き揚げていく場合、引越し荷物から何か全部自分で自弁するわけでございますので、性質が全然違ひますから、ただ金額が、片方は一世帯五千ドル、こつちは一入四万五千円といふ、若干差があるわけでありませうけれども、ほかの条件が違ひますので、これはちよつと比較するわけにはいかないと存じます。

い、ちよつと承りますすが、新潟から北朝鮮を去つたときの人は、どうして四万五千円しか持つていかれたのでしたか。

○八木政府委員 北朝鮮の場合には、世帯でなく、一人当たり四万五千円といふことになっております。そして、これは、北朝鮮協定、昭和三十四年にできたわけでございますが、その当時、北朝鮮の赤十字社と日本の赤十字社との間で、スイスの赤十字国際委員会が仲介をしまして、帰還協定といふのを結んだわけでございます。これは、御承知のとおり、北朝鮮と日本とは国交がございせんので、直接国同士の帰還協定ができませんでした。その間、赤十字の間で結んだ帰還協定で、一人当たり四万五千円といふことが書かれたわけでございます。ただ、非常に金額が違つたことに感じますけれども、北朝鮮帰還の場合は、帰還を希望する人は、現在地から引き揚げ港、これは新潟でございますが、そこまでの全家族の運賃、汽車賃とか引越し荷物の運賃料であるとか、そういうものは全部赤十字から支払われる。それから、新潟に着きまして、船待ちの間の居住とか食料であるとか、そういうものは全部政府によつて支弁されます。そこで、そういう条件と、普通の外国人が日本から引き揚げていく場合、引越し荷物から何か全部自分で自弁するわけでございますので、性質が全然違ひますから、ただ金額が、片方は一世帯五千ドル、こつちは一入四万五千円といふ、若干差があるわけでありませうけれども、ほかの条件が違ひますので、これはちよつと比較するわけにはいかないと存じます。

い、ちよつと承りますすが、新潟から北朝鮮を去つたときの人は、どうして四万五千円しか持つていかれたのでしたか。

○八木政府委員 北朝鮮の場合には、世帯でなく、一人当たり四万五千円といふことになっております。そして、これは、北朝鮮協定、昭和三十四年にできたわけでございますが、その当時、北朝鮮の赤十字社と日本の赤十字社との間で、スイスの赤十字国際委員会が仲介をしまして、帰還協定といふのを結んだわけでございます。これは、御承知のとおり、北朝鮮と日本とは国交がございせんので、直接国同士の帰還協定ができませんでした。その間、赤十字の間で結んだ帰還協定で、一人当たり四万五千円といふことが書かれたわけでございます。ただ、非常に金額が違つたことに感じますけれども、北朝鮮帰還の場合は、帰還を希望する人は、現在地から引き揚げ港、これは新潟でございますが、そこまでの全家族の運賃、汽車賃とか引越し荷物の運賃料であるとか、そういうものは全部赤十字から支払われる。それから、新潟に着きまして、船待ちの間の居住とか食料であるとか、そういうものは全部政府によつて支弁されます。そこで、そういう条件と、普通の外国人が日本から引き揚げていく場合、引越し荷物から何か全部自分で自弁するわけでございますので、性質が全然違ひますから、ただ金額が、片方は一世帯五千ドル、こつちは一入四万五千円といふ、若干差があるわけでありませうけれども、ほかの条件が違ひますので、これはちよつと比較するわけにはいかないと存じます。

い差別をしたように言う人がいますが、あのときでも正式の手続をとれば五千ドルは持つて帰れたものと解釈してよろしゅうございますか。

○八木政府委員 ただいま四万五千円と申しましたのは携帯金でございますから、当然、外国人である以上は、一世帯五千ドルまで持つていくことは許されるはずでございます。

○鯨岡委員 特別の待遇を与えてくれろという強い要求が、一般の外国人は五千ドルであるにかかわらず大韓民国の国民だけは一万ドル持つて帰れるようにしたのだと思えますけれども、問題は、あとからでも、その金は、ほとんど自分の財産を持つていけるわけでありまして、日本で商売をやつていてたいへんなお金持ちになつた人、そういう人は、行くときには身につけていくのは一万ドルですが、あとからほとんどその金を送ることはできるのであります。そうなりますと、もしかりに、そういうことはないかもしませんが、理論上からいえば、大ぜいの大韓民国の人が今度は永住できるので、なかなかあの方々商売のじょうずな方もおられますから、お金持ちになつた人がたくさん一ぺんにわつと帰つていく、そしてほとんどお金を持つていくのだとすると、日本に非常に経済的な影響があるのじゃないかというところをお考えになりますか。もし大蔵省がいまおられなければ、あとでひとつお答えをいたさうに委員長からお取り計らいいたしてもけっこうです。

○安藤委員 鯨岡君に申し上げます。大蔵省から、半田日本専売公社監理官、佐竹銀行局長、吉岡国税庁長官、服部日本専売公社販売部長、これだけの方が出られます。

○鯨岡委員 いや、大臣については私は特に要求してなかつた。してなかつたですからそれでいいですが、大蔵省の關係の方でこのことにお答えのできる方はいませんか。

○安藤委員長 鯨岡君に重ねて申し上げます。いま村井国際金融局長事務代理を呼んでおりますから、後刻到着いたしましたら御通知いたします。

○鯨岡委員 それでは、その問題はあと回しにいたしまして、待遇の問題で別なことをお尋ねをいたしたいと思ひます。

「出入国管理とその実態」という本が出ておりますが、これの二二ページにこういふことが書いてある。「外国人の在留管理は軌道に乗つていないと言わざるを得ない。また、これらの人の処遇が定めれば、戦前から在留する台湾人にも同様の処遇を与えることにならう。」ということが、この「出入国管理とその実態」という本の二二ページにあります。そうしますと、在日朝鮮人の問題が解決すれば、台湾人にも同様の待遇が与えられると解釈してよろしゅうございますか。

○八木政府委員 台湾の人の問題につきましては、何にもまだまづおられません。したがって、同じ百二十六号該当事者でありまして、この協定によつて永住許可をとつた韓国人と台湾人との間の待遇は差ができるわけでございます。

○鯨岡委員 そうしますと、この本に書いてあることは違つておることが書いてあるように思われるのですが、その点どうですか。

○八木政府委員 従来、台湾すなわち中華民國のほうから、日本におる、かつて日本人であつた台湾籍の中華民國人の法的地位に關する話し合ひをしようという申し入れはまだ受けておりません。ただいまお読みになりましたその入管で発行したしおりでございますが、それは、当時、一応そういう申し入れがあるかもしらぬというふうなことを頭に置いて執筆者が書いたものであらうと想像いたします。

○鯨岡委員 それでは、その問題はその程度にしておいて、台湾人はいまどのくらい——台湾人と申すのは失礼ですが、終戦前日本人であつた台湾出身の方々、そういうふうにい直しますが、その方々はいま日本にどのくらいおられますか。

○八木政府委員 大体五万人くらいでございます。

○鯨岡委員 この人たちが外国人になつたのはいつかという問題です。この人たちが外国人になつたのはいつか、いわゆる中華民國の人になつた、そういう国籍をとつたのはいつかという問題と、あわせて、この人たちの待遇は、現在の時点において、いわゆる朝鮮出身の方々、これらと同じであるか、具体的に言へば、強制退去の問題でも、社会福祉の問題でも、いま朝鮮の方々に与えられているのと同じものが与えられているかどうか、この点についてお答え願ひます。

○八木政府委員 前段の御質問、いつ日本人でなつたかといふのは、われわれとしましては、いつ中国人になつたかといふのは、平和条約の発効、昭和二十七年の四月二十八日でございますが、それからだといふふう感じております。

○鯨岡委員 幾つかの異なる問題を一度に質問をいたしますから、關係の方はお答えを願ひたいと思ひます。

○八木政府委員 永住を許可されて、それに伴つて待遇を与えられることになつた大韓民国の方々には、日本の公営の住宅に住む権利が与えられますか。公営の住宅、たとえば都営住宅であるとか、あるいは公団住宅であるとか、そういうのに入る権利が与えられますか。

次に、公の金融機関から、たとえば中小企業金融公庫とか、そういうところからお金を借りる権利は与えられますか。

あるいはまた、酒屋とか、たばこ屋とかいうような、大蔵省の許可の要する仕事について権利が与えられますか。

そういう問題について一括してお答えを願ひます。

○佐竹政府委員 ただいまの御質問の第二点の、政府關係金融機関からの融資を受け得るかという問題でございますが、銀行局からお答え申し上げます。

これにつきましては、いわゆる日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定に従ひまして日本国で永住することを許されました大韓民国国民のごときでございますが、政府關係金融機関からこの方々が融資を受けられるかといふことにつきましても、この協定におきまして特別の規定が設けられておらないのでございまして、したがって、日本に居住する外国人一般に對する取り扱ひと同様である、かように考えるわけでございます。ただ、政府關係金融機関は日本に居住する外国人に對しまして融資することができるといふことになつたわけでございますが、国民金融公庫及び住宅金融公庫につきましては、各公庫法の第一条におきまして、國民に融資するという規定が設けられております。その趣旨から申しまして、これらの公庫は外国人に融資することはできない、かように解せられるところでございまして、一方、法律上このような特段の規定のない公庫等におきましては、日本におりますところの外国人に融資をいたすことは、法律上不可能でございます。ただし、融資と申すものは、当事者双方の合意によりまして行なわれるものでございまして、ことに、政府關係金融機関の場合におきましては、その融資自体、その根拠法令に規定いたしますところの政策の目的に沿つたことが必要でございますので、融資することが法律上不可能でないといふことが、直ちに融資が受け得るといふことにはなりません。可能性があるといふことでございます。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。御質問の第三点の、酒類の製造、販売の免許に關してでございますが、酒類の製造免許につきましては、國籍のいかんを問はず、一定の欠格条件に該當せず、一定の基準に達した方には免許をするたてまえになつております。したがって、現に外國の方で製造、販売の免許をとつて業を営んでおられる方があつたわけでありまして、

○半田政府委員 たばこの小売りの關係に

これにつきましては、いわゆる日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定に従ひまして日本国で永住することを許されました大韓民国国民のごときでございますが、政府關係金融機関からこの方々が融資を受けられるかといふことにつきましても、この協定におきまして特別の規定が設けられておらないのでございまして、したがって、日本に居住する外国人一般に對する取り扱ひと同様である、かように考えるわけでございます。ただ、政府關係金融機関は日本に居住する外国人に對しまして融資することができるといふことになつたわけでございますが、国民金融公庫及び住宅金融公庫につきましては、各公庫法の第一条におきまして、國民に融資するという規定が設けられております。その趣旨から申しまして、これらの公庫は外国人に融資することはできない、かように解せられるところでございまして、一方、法律上このような特段の規定のない公庫等におきましては、日本におりますところの外国人に融資をいたすことは、法律上不可能でございます。ただし、融資と申すものは、当事者双方の合意によりまして行なわれるものでございまして、ことに、政府關係金融機関の場合におきましては、その融資自体、その根拠法令に規定いたしますところの政策の目的に沿つたことが必要でございますので、融資することが法律上不可能でないといふことが、直ちに融資が受け得るといふことにはなりません。可能性があるといふことでございます。

ついでお答えいたします。

たばこの小売りの指定につきまして、ただいま吉岡長官が答弁いたしましたとおり、全く同じような取り扱いをしている現状でございます。

○瀬戸山國務大臣 お答えいたします。

住宅の問題であります。公営住宅、それから、その他の公団あるいは金融公庫貸し付け住宅、これは憲法二十五条の規定に基づきまして国民に住宅を与えるという趣旨で立法されておるといふ解釈をいたしております。そこで、今度のいわゆる法的地位に関する協定の中にもこの問題は特別に觸れておりません。したがって、私どもは、住宅問題については他の一般外国人と同じ取り扱いをする、公営住宅、金融公庫、公団住宅の問題では韓国人に対して適用しない、かように考えております。ただ、災害の場合の災害住宅、あるいは都市計画上改良地区の改良をすることがあります。そういう改良地区に住んでおられる韓国人等の場合には、そういう取り扱い上これを使用させる、かような取り扱いをするつもりであります。

○歸國委員 酒屋とか、たばこ屋とかいろいろものは従来も許可しておいた、今後も引き続きこれには変わりはない、その他の問題についてはやはり一般の外国人として取り扱うのである、それらの限度を乱すことはできない、原則的にはそういうふうなお話であったように承りましたので、次に強制退去の問題について質問を続けたいと思ひます。

永住を許可された者としからざる者との間に強制退去について条件に大きな相違点がありますか。その点について、これは法務大臣からお答えを願ひます。今度は永住を許可される者とされない者ができます。その永住を許可されない者の中には大韓民国の国民も入ります。それから、いわゆる朝鮮の方も入ります。そういう永住を許可されない者とされた者との間に強制退去について大きな差がありますかと、こういうことです。

○石井國務大臣 永住を許可された者とするのでな

い者との間に、あります。

○歸國委員 時間の都合で話を進めたいと思ひますが、出入国管理令の二十四条の退去強制の四項のヨというところに、「イからカまでに掲げる者を除く外、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行ったと認定する者」に対しては退去させるという条項があります。これは永住を許可された者には適用されないのかどうかということが承りたい。永住のできない韓国人及びいわゆる朝鮮の方には適用されているものと解しているのですが、今日までいふんとそういう人があつたかどうか、それを承りたいと思ひます。

○八木政府委員 御質問は二点だと思ひます。

第一の点は、二十四条退去強制事由のヨの法務大臣が特に認定した者という条項でございますが、これは、もちろん、今度の協定ができて永住を許可された者は、退去強制事由はそこに掲げられた第三條の四つの点だけでございます。したがひまして、このヨは協定永住権者には適用はなないうわけでございますが、それ以外の、いわゆる百二十六号に該当する朝鮮の人、これは普通の外国人でありますから、強制退去事由全部該当いたします。

それから、第二の点で、従来それによつて退去になつた者があるかという御質問でございますが、従来のことと申しますと、実は、昭和二十七年四月に平和条約が発効しまして、その直後の五月に、日本が平和条約によつて独立した後最初の強制退去者の送還をやつたわけでございます。それまでは占領軍が占領しておりました当時でございますから、朝鮮人の退去強制は全部軍政部でやつておつたわけでありますが、二十七年の五月から日本政府が自分でやつたわけですが、その最初の送還船が退去強制者に乗せて釜山へ参りましたときに、韓国当局は、これらの者は終戦前から日本におる韓国人であつて、したがつて、当然日韓法的地位協定の対象になる人間である、その協定によつてその者の法的地位が決定するまではこれを

引き取るわけにはいかないと言つて、引き取りを拒絶いたしました。拒絶されて、またそれを連れ戻つてきたわけでございます。それから、その後二年たちまして、昭和二十九年になりましたから、さらに韓国側は、こういう者は引き取らないことはもちろん、戦後の不法入国者といへども絶対に引き取らないということを申しまして、さらに、李ライン侵犯でつかまつた日本の漁師を釜山の取寄所に收容して帰さないという事態が起こつたわけでございます。その後これに関連していろいろ交渉が行なわれた結果、昭和三十一年の大みそかの日に調印された覚書きによりまして、今後日本では、終戦当時から引き続きいる韓国人、この場合は朝鮮人ですが、これに対して大村取寄所への收容を行なわないということを条件にしまして、韓国に抑留されておつた漁師を引き取り、釈放させ、同時に、それまでに戦後日本へ入つてきた不法入国者を引き取らせたとする経緯がござひます。

○歸國委員 時間の都合もありませんから、お答えは簡単に願ひたいと思ひますが、「法務大臣が日本の利益又は公安を害する行為を行ったと認定する者」は退去させるということは、刑を受けるということとは関係はないと解釈してよろしゅうござひますか。

○八木政府委員 認定でございますから、そのとおりでございます。

○歸國委員 そうすると、いままでそういうものゝに該当する者は特段と自立したなかつたということ、今日までいわゆる朝鮮出身の方でまじめな人もすいぶん多いけれども、日本の利益または公安を害する行為を行なつた法務大臣が認定したものはきわめて少なかつたというふうな解釈ができるのですが、そのように解釈して間違ひありませんか。法務大臣、お願ひします。

○石井國務大臣 そのとおりだと思います。

○歸國委員 私は、いまの法務大臣の、そのとおりでありまして、先ほど申し上げました、いわゆる泣く子と地頭には勝てない、こ

う考え方に立脚するものだと思ひまして、はなはだしく不満であります。そういうようなことは私は断じてないと思ひます。

次に、出入国管理令の二十四条の四項のチ、すなわち麻薬取締法違反で有罪になつた者、これは、永住者は今度三回まではいいということになつておる。麻薬みたいなことをやつて三回まではいいということになつておる。ところが、いままでの出入国管理令によりますと、一回やればそれで帰されてしまふことになつておる。今度はまだ、別な観点で言つると、いままでは一年以上の懲役を受けた者は強制退去の対象になつた。今度是一年じゃひどいから七年にしてくれろと、どういふ交渉でなつたか知りませんが、これが七年になつた。これはいいいでしよう。これを私は聞おうとしておるのではないのです。ただ、永住を許可された者とそうでない者と二人こへ置いておいて、この人が七年以上の罪をやつたとする。それによつて日本の監獄に服役して七年目に出てくれば、永住を許可された人は帰らなければならぬ。

ついでに、その前に何つておきますが、この一番おしまひの覚書きみたいなところに、退去に際しては韓国政府は協力するところですが、これは義務と解釈してよろしいですか。どなたか答えてください。

○八木政府委員 そのとおりでございます。

○歸國委員 法務大臣にお尋ねいたします。義務と解釈いたしますと、これはその人は帰らなければならぬ。ところが、いわゆる朝鮮と記載してある——これは符号だそうですが、その人は帰らうたつて向こうで引き取らない。そうすると、日本におれるというのを待たせざるならば、大韓民国の国民になつて永住許可される者のほうが待遇が悪いという矛盾した結果になると思ひますが、この点いかがでございますか。

○石井國務大臣 日本におるというよりは、そういう刑に処せられる人は、退去を命ぜられる人

は、大村の收容所に入ってもらふことになると思
います。

○鯨岡委員 法務大臣の答え、よくわかりまし
たが、そうすると、退去させたいと思つても、大
韓民国のほうは義務だから退去を引き受けて連れ
て行ってくれます。それはいいが、退去といつたつ
て引き取る場所がない場合は大村收容所へ入れ
ますという法務大臣の答えであります。そうす
ると、その人は死ぬまで大村收容所の中へ入れて
おくのですか。

○石井国務大臣 自分で金のある人はしかるべき
ところに、必ずしも北のほうの朝鮮に帰らぬでも
いいのでありますから、どこか香港なりほかのと
ころに自由に行かれるというよりな道もあるだろ
うと思つておりますが、そういう資力のないよ
うな方にはしばらくそこにおつていただかなか
らねばならない。これが長くなつた場合には、また
どういふ措置をするかといふことは、そのあとで
考慮しなければならぬ問題が起つてくるだろう
と思つております。

○八木政府委員 いまの大臣の説明を補足いたし
ますと、韓国でない、いわゆる北朝鮮系であるとい
う人たちは、われわれとして引き取りを交渉する
相手がないのですから、自由出国という方法で、
日本は退去になったのだから、とにかく日本から
去つてもらいたい、自分で方法を見つけて帰らな
さいと言つております。現実には、そういう人で
そういう状況になつた人は、ほとんど新潟から毎
月出ている帰還船で数千名の人がすでに帰つてお
ります。

○鯨岡委員 私は、そういう矛盾があるからこの
協定がおかしいと言つておるのではないのです。
これはしかたがない矛盾だと思います。しかしな
がら、私は、帰るところがないからといって、こ
の前のように、大村收容所へ入れておつたけれど
も、しかたがないからこれはまた出しちゃつたとい
うような、そういうゆるふんでは、これからは
だめだと思ふ。あらゆる手段を講じて——大村収
容所の中へ終末代死ぬまで入れておいたつて、

それはしかたがない。また、そういうことがいけ
ないとするならば、あらゆる手段を講じてこの国
から退去してもらふような断固とした処置をとる
政府に決意がないならば、これは矛盾として残る
のですが、その決意の有無についてお答えを願
いたいと思つております。

○石井国務大臣 そのとおりいたすつもりでおり
ます。
○鯨岡委員 麻薬の問題ですが、麻薬なんとい
うものは、もう実にけしからぬもので、日本の内地
でも日本人でやるやつは、これは日本人だから憎ん
でもしかたがない。われわれの同胞だからあきら
めるとしても、外国のやつが日本へやつてきて日
本人に麻薬を流行させるみたいなのをやめるのは
断じて許せないのですが、これを三回まで許すな
どといつたことは、私はうまくないと思つて
います。そこで、それはそれでいいが、麻薬をやつ
ていふというよりな問題について、外国はどうなつ
てゐるか。

○八木政府委員 私、最近の各国の立法例とい
うものはよく存じませんが、一般的傾向として、
文明国の間では麻薬は非常に悪質な犯罪であ
るといふふうに見る傾向になつております。そ
こで、大体どの国でも麻薬は強制退去の筆頭
にあげられております。ただ、今度の場合、御指
摘のように、三回といふのは甘過ぎるとおっしゃ
るのは、もつともでございますけれども、過去十
四年の日韓交渉の間に、麻薬が強制退去の対象に
なるといふことを向こうが認めたのはつい一年前
でございます。過去十三年間は、向こうは絶対
に麻薬は引き取らないと言つておりましたので、
三回までを引き取るということとは非常な成功で
あつたと思つております。

○鯨岡委員 これまた私は不満足であります。何か
三回になつたのたいへんな成功であつたみたい
に考えることは、これは間違ひです。間違ひです
が、これまた、総理大臣が先ほど言われたよう
に、いままでの経過というよりなことを考へての
お考えでしようから、それはいいとして、外国の

例についてはあまりよく知つておらないというよ
うなことは、これは困ります。こういふよりなこ
とをやるときには、諸外国はどうやってゐるだろ
うかといふことをつまびらかに検討して、こうい
うことは外国の例にもないかあるとか言わな
かつたら、これは交渉にならぬ。そういうよりな
ことを知らないというよりなことは、私はまことに
不満でありますけれども、時間がだんだんたつ
てきたし、これはもうこの辺でやめておきます。

○新谷政府委員 国籍といふことの定義でござ
いすが、たいへんむずかしいことでございます
ますが、講学的に申し上げるならば、国家とその構成
要素である結合紐帯といふふうにいわれており
ます。もつと平たいことは申し上げますなら
ば、国家を構成する人の資格、こういふふう
に御理解いただければよろしいと思つて
います。

○鯨岡委員 何かえらいむずかしいことを言われ
ましたけれども、国籍をきめるものは何ですか、
国籍をきめる要素は、一九四八年の十二月の十日
に第三回の国連総会で採択した世界人権宣言か
ら、国籍選択の自由といふよりなことを、わか
つたよりなことを言ひたいと思つても、全くよ
くわからないのですが、国籍をきめるものは何で
すか、その要素は。

○新谷政府委員 国籍を決定いたしますのは、そ
れぞれの国家の専権事項でございます。各国の政
治的事情あるいは人口政策、社会経済事情等を勘
案いたしまして、各国家ごとにそれぞれ国内法と
しての国籍法といふものを持つております。その
国籍法に従ひまして、国民の資格でありますこと
の国籍といふものが定まつてくるわけござい
ます。ただ、先ほど御質問にございました世界人権
宣言のたしか十五条であつたと思つてますが、そこ
に、人ははしほいままにその国籍を剥奪されあ

は国籍を変更する権利を否定されるよりなことは
ないという規定がございます。これは、いま仰せ
の通りに、国籍選択の自由とか国籍選択権とかい
うことと結びつけて理解されておるようござい
ます。ただ、世界人権宣言のその規定は、国家が
みだりに専断的に国籍を剥奪するとかあるいは自
由自在に国籍の変更を命ずるといふよりなことを
しないように、そういう措置をとらないようにと
いう趣旨でございます。各国の国籍法をざつとな
がめてみましても、国によって非常に相違ござ
います。非常に嚴重に国籍の得喪・変更を規定し
てゐるところもございますし、比較のおおらかに
規定してゐるところもございます。いずれにいた
しまして、それぞれの国家が自国民はだれであるか
といふことを決定するといふことになつておるわ
けでございます。

○鯨岡委員 だんだんと明らかになつてまいりま
したが、そうすると、個人の意思、つまり私なら
私が何国人になりたい、私はアメリカ人になりた
い、こういふふうな個人の希望、あるいはドイツ
では国籍を左右できるという考え方にはならな
い、それだけでは、そういう自分の考えだけで国
籍を変えようといふことはできない、そういう意味
で国籍の選択の自由といふものがあるとしたらば
それは間違ひである、こういふふうには解釈してよ
ろしゅうございませうか。

○新谷政府委員 国籍が変動いたします原因とい
たしましては、その国民の意思にかかわる場合
と、そうでない場合がございます。たとへば、出
生という事実によつて、意思にかかわりなく変動
することがございしますが、いま御質問の場合は、
おそらく帰化とか国籍離脱といふよりなことに
よつて国籍を變動する場合だと理解いたすわけ
でございませう。そのよりな場合には、むしろその個人
の国民の意思の発動がまずございまして、國家に
對して、国籍を変更してもらいたいとか、新しい
国籍を取得したいとか、あるいは国籍を離れたい

という申し出があるわけでございます。その意味においては、個人の意思ということ、これは自由であろうと思つて、しかし、その意思が表明されたからと申しまして、国家がそれを許すかどうかというところは、国家の国内的な専権事項でございます。それぞれの国内法の定めるところに従ひまして、許すか許さないかということを決めておるわけでございます。したがって、ただ自分の意思のみによつて自由自在に国籍がきまるとか、あるは一方的な権利の行使によつて国籍がそのまゝきまってしまうというふうな意味でございます。それから、国籍の選択の自由とか国籍選択権というものはないと申し上げざるを得ないと思つておるわけでございます。だんだんとこの問題が明らかになつてきたことを私は喜ぶものであります。

そこで、大臣に承りますが、これは法務大臣、外国人の国籍について日本政府はどのような取り扱い方をしておられますか。

○石井國務大臣 国籍はその人が属している国によつてきまるといふ、いまお話のあつたとおりでございます。日本におきましては、外国の人の国籍は、外国人であるかどうかというところは、その人の提示いたしまする旅券その他、その国の国籍を証明するに足るような書類によつて取り扱ひをきめておるわけでございます。

○鯨岡委員 重ねて大臣にお尋ねをいたしますが、日本政府が外国人に対して特定の国の国籍を押しつけるというふうなことは、いま承つた国籍の定義から考へても無意味であり、かつ、あり得べからざることと判断をいたしますが、そのとおりの判断をして間違ひありませんか。

○石井國務大臣 全くそのとおりでございます。○鯨岡委員 このことは在日韓国人あるいはわゆる特殊の事情にあるところのこの朝鮮出身の方に対してと同様であると考へて間違ひありませんか。

○石井國務大臣 全然同じようでございます。○鯨岡委員 これは局長さんにお尋ねいたしますが、外国人登録の事務で、国籍欄に記載すること

が、当該外国人の国籍を決定することではない、また、どう書き方を変えても、それはそれでいいから、もう一回承りますが、外国人登録の事務で国籍欄に記載することが当該外国人の国籍を決定することではない、また、どう書き方を変えても、それはそれで国籍を変更したことにほならない、そう考へて間違ひありませんか。

○新谷政府委員 結論的には御意見のとおりでございます。国籍の決定は、先ほど申し上げましたように、各国家が国内法に基づいて決定するわけでございます。ただいまの外国人登録上国籍欄に記載するというのは、一たん外国できめられた国籍をこちらの帳簿書類の上に書きとめるというだけでございます。したがって、これをいかに変更いたしましたとしても、国籍そのものは全く関係ございません。従来の国籍のまま残つておる、こういうことになるわけでございます。

誤解があると思つておる、重ねて申し上げますが、記載を変更するというのは、ただ書いてあることを変更するというだけでございます。これは本来国籍の変更に伴つて記載を変更するわけでございます。ただ記載だけを変更して、国籍そのものには何らの影響はございません。

○鯨岡委員 そうすると、いまのお答えは、わかりやすくしろうと流に言つて、登録証が何かに書くことによつて国籍が決定するのではない、国籍が決定したと思はれる客観的な事実があるから記載したのだ、こういうふうに解釈してよろしゅうございませぬか。

○新谷政府委員 全くそのとおりでございます。○鯨岡委員 きわめて明快にお答えをいただいたことを喜びます。

それから大臣にお尋ねをいたしますが、外国人登録上、朝鮮半島出身者に対して、その国籍欄に、あるいは朝鮮、あるいは事情によつて韓国と記載し、そのいづれも符号もしくは単なる用語であると考へていた政府が、今回、韓国のみは国籍

である、その考え方を明白にした、改めた、このことによつて現実に不利益をこうむるなど影響はなかつたですか、あつたですか、そのことについてお答えを願ひます。

○石井國務大臣 この間、韓国という記載をする問題でいろいろ行き違ひがあつたようなことで、公式見解というふうなものが出たのでございませぬが、その内容は一つもいままでと扱ひが変わらないことをはっきりとしただけでございませぬ。したがって、影響するところは一つも変わりはないと思つております。

○鯨岡委員 この問題は、この間、横山委員から質問があつたときに、総理大臣も、それはたいした問題ではない、前からそう言つておけばよかつたかも知れないけれども、今度変えたことによつて損害は与えておられない、こういうふうに答へたとお思ひます。これは速記録を見なければはつきりしたことはわかりませんが、いま法務大臣は明白に、そういうふうに見解を変へたことによつて朝鮮出身者の方々に迷惑は与えておられない、こういうふうに言われたのでありますが、それは違ひなく、明白に損害を与へられた人が、こういうふうに言つておられます。横山委員の速記がありま

すから、ちよつと読んでみますと、「日本政府は、それをいつてきた、こういう結果になるというところについて御答弁がありません。」横山委員のことに言われておることを要約すると、ある裁判があつて、韓国というふうに登録証に書いてある朝鮮出身者の方が何か国家賠償を要求した。そこで、裁判を要求せられた裁判所は、この人は韓国と書いてあるけれども、一体この人は何国人なのであらうかということに疑問を抱いて、法務省に照会をしてきた。そうしたら、その当時の民事局長は、これは国籍をあらわすものではない、そういうふうな言ひから、その人は裁判に負けてしまつたんだというふうなお話でありませぬか。

○石井國務大臣 そのとおりの質問がありませぬか。

で、それに簡単なお答えをしたはずでございます。したが、なおそれは民事局長から御説明いたしました。

○新谷政府委員 過日横山委員からその御質問がございましたときに、突然のことでございます。十年前のことでございます。私、具体的にその内容を存じませんでした。私の理解いたしませんところから従つてそれを申し上げたわけでありませぬ。非常に自分の推測を交へたような答弁をいたしました。自信がございませぬので、さつそく歸りまして調査いたしました。調査いたしました結果は、まさに私が申し上げたところの内容でございます。私が調査しましたところによりまして、せんだつて横山委員にお答えいたしました。その内容でございます。これは、昭和三十一年の十月九日に、東京地方裁判所の民事第十二部から民事局長に照会がございまして、それに対して民事局長が回答いたしましたわけでありませぬ。回答いたしました趣旨は、平和条約の発効によつて日本の国籍を失つた朝鮮人の国籍、これはその朝鮮人の出身地とかあるいは本籍地、そういうことを基準として決定せられるべきものではない、ということをお答へしておるわけでございます。ただ、せんだつても申し上げましたように、ここから先は推測で申し上げますことは、私のほうで、国籍事務を扱つております。その関係で、国籍事務の取り扱ひ上はどうなつておるかということをお答へしておるのではあるまいかと思つて、その答へたわけでありませぬが、回答の内容を見ましても、なお書きとしまして、一律に朝鮮として扱つておる、こういう回答が出ておるわけでありませぬ。

そこで裁判のほうはどうなつたかということもございませぬが、これも念のために調べてみましたら、昭和三十三年の五月に判決の言ひ渡しがございませぬ。これはまさに、忠清南道の出身の朝鮮人が公務執行妨害罪で逮捕されて、調べを受ける過程において警察官から二回にわたつて暴行を受けた、これを理由にいたしましたして、国家賠償法

に基づきまして、東京都を相手にして十五万円の手損害賠償の請求を起したわけでありませぬ。その際に、国家賠償法の規定には相互保証の規定が入っておりますので、もしもその請求を入れるとすれば、その国籍の属する国がどこであるか、その朝鮮人が何国籍を持っておるかということを確認しなければなりません。ところが、判決を讀んでみますと、その確認の資料がなかったようでございます。そこが裁判所も、法務省の取り扱いはどうなっているかということを一般的に聞いてきたものでございませぬ。そこで、裁判所のほうの判断としても、結論的には同じく朝鮮とこれを理解して扱べきだというふうな理論構成をやりまして――その過程は違ひませぬ。私どものほうは、帰化事務のためにそういふふうな扱っておるのでございませぬが、裁判所のほうはほかの理由から、一応朝鮮として扱べきだ、こういふふうに認定いたしました。さらに、朝鮮として認定するのだけれども、大韓民国の国家賠償法が先方には適用されるべきだ、こういふことを申しまして、大韓民国の国家賠償法にも相互保証の規定があるから、わが国としてもそれを受けて、こちらの国家賠償法の規定によつて賠償を認めるべきだという結論を出しました。そこで、十五万円の請求に対して、慰謝料としては三万円が相当であるというので、三万円の支払いを命じた判決になっております。したがって、その際に、朝鮮人である、朝鮮というふうに一応見て、国家賠償法の規定を適用して、被害者である原告の請求を一部認めたいということになるのでありまして、ちよつとあのときの御質問の趣旨と違ふような感じも私受けるわけでございます。法務省の民事局長が回答したそれによつて裁判所の判断が誤つたとか、あるいはまた、その本人に損害を生じさせたという問題ではないと私は解釈いたしております。

人は被害を受けたことになる。それは一体どうなる。うそを言つておるじゃないか。一つも被害はない、何も差がないのだと大臣は答えておるけれども、差があるじゃないか。そういうことは何だ。
さらに横山さんは、国家賠償法の適用がされなくて、却下されたんだ、この本人はこれによつて損害を受けた、裁判は却下されたんだ、この判決について政府はどういふ責任を持つか、法務大臣に尋ねたい、こう言つておる。却下されたのじゃないですか。却下されたと言わない。あなたは裁判に勝つたとは何ですか。
○新谷政府委員 いろいろ実はこれには問題がございまして、いまの国籍認定の問題は、あの横山委員の……

○鯨岡委員 国籍の点はいいですよ。裁判は却下されたのか、されないのかということだ。
○新谷政府委員 却下されておられません。
○鯨岡委員 却下されておられないということになると、どうなりますか委員長。これはどういふことでもって却下されたんだ、そういう損害を与えておるじゃないか、総理大臣も、何も違ひませぬと言つておつたけれども、違ひなくはないじゃないか。こういう事実があるじゃないか、却下されているじゃないか――速記録を見て、ごらんなきやうすると、それは質問が間違えておるから。もう一ぺん民事局長に聞きます。これは重要な問題です。却下されたと横山さんは言つておるが、あなたは、却下されておらない、何か十五万円くらいは要求だが、それまではいかぬが、三万円も戻つたことになり。そうすると、その人は裁判には一ぺん言つてくだされ。あなたの職を賭してひとつあなたは言明してもらわなければ困る。

○新谷政府委員 正確に申し上げます。十五万円の請求に対しては、慰謝料として三万円が相当であると認定いたしました。三万円を支払えという判決をしたわけでございます。したがって、

十五万円の請求を全部認容したわけではございませぬので、一部勝訴ということになります。ですから、その余の分は棄却でございます。訴えそのものを却下された事実はございませぬ。
○鯨岡委員 これはなほだ迷惑、私はそんなことでは承知できません。そうなつてくると、横山さんの質問というのは、その証拠を出している。証拠といつて、これはうそなんだ。どういふような質問をすることは許せませぬよ。これはインチキですよ。これはインチキだ。こんなインチキは許せませぬ。(「インチキとは何だ」と呼びその他発言する者あり)委員長、ちよつと待つて――いからちよつと待つて――委員長、委員長……

○安藤委員長 御発言をお続けください。
○鯨岡委員 この論議が始まる一番冒頭に、松本七郎さんは、この条約、協定はインチキ条約である、あるいはまた、ごまかし条約であるといふことを言つた。私はまことに暴論であると考えましたけれども、まだ審議を何もやつていないんだから。そのときに、インチキだ……
○安藤委員長 鯨岡君に御注意申し上げます。どうぞ委員長長のほうを向いて……

○鯨岡委員 いや、社会党の中でそういう質問をした人がいたから、私は社会党のほうを向いて言つておる。インチキだ、あるいはごまかし条約だと言つたが、私は、暴論だな、ああいうことを言つちやいかぬなと思つたけれども、そのことばをそっくり借りれば、この社会党の質問はインチキ質問だ、それからごまかし質問だ、――

〔発言する者、離席する者あり〕
○安藤委員長 お静かに願います。――お静かに願います。
〔発言する者、離席する者あり〕
○安藤委員長 委員長より発言いたします。――

ただいまの鯨岡君の発言中、速記録を調査の上、糧当を欠く部分がありましたら、委員長において適当な処置をいたします。――鯨岡君。
○鯨岡委員 そこで、国籍論を続けますが、韓

国、大韓民国というふうに書いたものは国籍であるといふことになれば、協定発効の後にあらためて申請をして、もう一回韓国とかんとかいふことは必要のないことではないかと思つておりますが、この点いかがですか。

○新谷政府委員 せんだつての外国人登録の問題につきまして、たいへん肝心なところでございませぬが、このたびの統一見解でいわれておりますのは、私の理解するところによりまして、要するに、過去において用語として外国人登録の国籍欄の記載をしておりました当時におきまして、すでに韓国というものがあつたわけでございます。したがつて、韓国籍というものが現にあつたといふことになるわけでございます。それが入管行政上の取り扱ひとして、登録上はただ朝鮮とか韓国という表現になっております。これを用語だ用語だ、こういふふうに言つてきたわけでございますが、その当時の気持ちとしては、国籍をあらわすものという意味で韓国といふことばを使ったものではないわけでございます。したがつて、これは韓国と書こうと、朝鮮と書こうと、その持つ意義は、ただ用語としての意味しかないのでございまして、国籍をそのまま反映するといふ趣旨で書いたものではないわけでございます。ところが、いま申し上げましたように、すでに国籍というものが厳としてある。しかも、韓国側の国民登録の手続によつて登録を受けた人たちが韓国への書きかえをしておるといふ実態がございませぬので、こちら側で従来用語として扱つてきた韓国といふことばも、客観的にながめましますならば、現に存在しておる国籍をあらわしておるといふことになるわけでございます。そこで、この時期におきましては、過去のそういう理解に立つて、今後は、韓国というふうな外国人登録に記載されておりますものにつきましては、客観的に存在する韓国籍をあらわすもの、こういふふうに取り扱ひをして、いこうという趣旨でございます。したがつて、従来の取り扱ひはそのままです。

困る。横山さんは、間違つた回答を地方裁判所に送つた、間違つた回答を送つたから、間違つた解釈によつて判決をし、間違つた解釈によつてその

困る。横山さんは、間違つた回答を地方裁判所に送つた、間違つた回答を送つたから、間違つた解釈によつて判決をし、間違つた解釈によつてその

困る。横山さんは、間違つた回答を地方裁判所に送つた、間違つた回答を送つたから、間違つた解釈によつて判決をし、間違つた解釈によつてその

困る。横山さんは、間違つた回答を地方裁判所に送つた、間違つた回答を送つたから、間違つた解釈によつて判決をし、間違つた解釈によつてその

さいまして、これからの理解のしかたを、いままで韓国と書いた外国人登録の取り扱い、現に存在する韓国の国籍をあらわすものというふうな理解して事務を取り扱っていいことというだけのこととさせていただきます。

○鯨岡委員 国籍の問題についてはきわめて明快なお答えをいただきましたので、この程度にしまして、次に厚生省にお尋ねをいたしたいと思っております。

○鯨岡委員 韓国人のうちで永住を許可された者には、待遇として生活保護が適用されることになっております。小坂委員の質問にもありましたが、次の問いに簡単にしかも明快にお答えをいたしたいのであります。

生活保護法は、憲法二十五条「すべて国民は、健康」云々の条項を受けて、国が生活に困窮するすべての国民に対し生活を保障することを目的としております。ここにいう国民とは、外国人も含まれると解釈できますか。

○鈴木国務大臣 ここにいます国民とは、日本国民でございます。ただ、外国人でございますけれども、現実生活の困窮しております者につきましては、行政措置として生活の保護を実施いたしております。

○鯨岡委員 小坂委員の質問にもお答えをいたしたのですが、重ねて同じことをお尋ねするようで恐縮ですが、現在、いまの時点において、対象人員はどのくらいおられますか。それに要する費用はどれくらいでございますか。

○鈴木国務大臣 約五万二千人でございます。三十三億程度の経費を要しております。

○鯨岡委員 これからの条約が発効することによって増加するほどの程度になるか、これは予想できますか。先ほど人員が予想できないと言ったのですから、これは予想できないと解釈してよろしゅうございませうか。

○鈴木国務大臣 先ほど法務大臣がお答えしたとおりでございます。まだはつきりしためどがついておりません。

○鯨岡委員 その段階になりましたら法の改正は必要はないとお考えでございますか。

○鈴木国務大臣 先ほど申し上げましたように、人道上的の見地から行政措置として行ないますので、法の改正を要しないと考えております。

○鯨岡委員 重ねて厚生大臣にお尋ねをいたしますが、現在でもやっている、しかもこの議事録の中には、自分の間をのまるとするよう書いてあります。特に、永住許可とか、国籍を韓国にするとか、あるいはいわゆる朝鮮であるとか、すべての方々に特段の差別はこの問題はないと解釈してよろしゅうございませうか。

○鈴木国務大臣 特別な差異はございません。したがって、永住許可を与えられました韓国人以外の朝鮮人につきましても、従前どおりの生活保護は実施してまいり方針であります。

○鯨岡委員 国民健康保険法の第二章の五条に「市町村又は特別区の区域内に住居を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。」と規定してあります。特に外国人とかなんとか書いてありませんが、除外規定はないのですけれども、加入されている団体と加入されていない団体とがあります。どちらが正しいと解釈したらよろしいのでございませうか。

○鈴木国務大臣 国民健康保険におきましては、外国人は、市町村団体におきまして特に条例をもちまして加入を認められなかった場合に被保険者になるわけでございます。しからざる場合は外国人は被保険者にならない、こういうのでございませうが、今回の協定の成立によりまして永住許可を認められましたところの韓国人は、その市町村の特別な条例を要しないで、政府の措置によりまして、具体的には省令の改正によりまして自動的に被保険者になる、こういうことになるわけでありませう。

○鯨岡委員 厚生大臣にお尋ねをしたいことはまだごまかなくたくさんありますが、時間もだいぶ経過いたしましたので、私は次に文教問題について三点ほどお尋ねをして、私の質問を終わりたいと思っております。

終戦後またはサンフランシスコ平和条約の発効後、すなわち、朝鮮出身の方々が外国人になつた後現在まで、その子弟の教育というものはどうなっておりますか、文部大臣に概略お答えをいたしたいと思っております。

○中村(梅)国務大臣 サンフランシスコ条約発効後今日まで、朝鮮人につきましては、従来同様、義務教育諸学校には希望に応じて受け入れております。それから義務教育諸学校を卒業した者の進学の資格も、日本人同様認めております。

○鯨岡委員 今度は、永住許可が与えられずと、待遇として、日本は義務的にそれらを小中学校に入れ、それを卒業した者に対しては、日本人と差別なく扱うようにすると解釈してよろしゅうございませうか。

○中村(梅)国務大臣 従来と違つてまいりましたのは、今度の協定及び合意議事録によりまして、日本は義務的にそういう取り扱いをしなければならぬというところに變化したと思っております。

○鯨岡委員 俗に民族教育といふことをよくいわれますが、民族教育とは何ですか、そのことをお答えをいたしたいと思っております。

○中村(梅)国務大臣 お答えいたします。格別これは学說的にも定義のないことかと思つて、俗に民族教育といふのは、その国の言語によつて言語及び歴史等を教育して、自国の国民の資質を養成する、こういう教育のしかたが民族教育、こういわれておると思つております。

○鯨岡委員 東京の小平に朝鮮大学というものがありませんか。これはいわゆる民族教育といふものか、朝鮮出身の方に自国の名譽を教え、そうして日本の中においても恥ずかしくない人材を教育するためにやつておられるようでありませうか、一体どこが許可してつづけておる学校か、これの概要をお答え願ひたいと思つております。

○中村(梅)国務大臣 俗にいわれております、小平にございませう朝鮮大学といふのは、各種学校として全許可のない無認可のものでござい

ます。したがって、内容等についてつまびらかにいたしておりませんが、前に十條のほうにありました朝鮮関係の学校の中に二年制の大学として設立されて、昭和三十三年、四年のころに現在の小平にこれが移転したようであります。学生の数は、これもつまびらかではありませんが、七、八百名の方で、どうも聞いておるところによりまして、いま鯨岡委員の言われたような民族教育をやつておるようには承知いたしております。

○鯨岡委員 思い出しますのは……(要らぬことを言うな)と呼ぶ者あり)要らぬことじゃないですよ、これは。思い出しますのは、パンククだつたと思つて、日本人が相当大ぜい向こうにおります。商社のようなものにつとめておる人が何千人かおるわけですか。これは総理によくお聞きを願ひたいのですが、その人たちが子弟の教育に非常にお困りになつて、二年か三年で転動になつて内地へ歸つてくる、そうすると、何にもわからない、こちらの学校へ上がれない、上がつてもどうにもわからないというふうなことで困るから、日本の先生を呼んでそうして日本の教育をしようということになりましたときに、なかなかこれの許可がとれないでたいへんお苦しみになつたことは、われわれの記憶に新しいところであります。

それから、アメリカに在る日本人が、アメリカの学校へ入つて、英語は達者になるけれども、日本語があまりできないのは困るからというので、その中で日本語を教えるとしたことが排日運動の端緒になつたことも、これも明らかであります。由来、その国におる外国人のいい意味での民族教育といふものは、非常にむづかしい制限があるのが普通であるように聞いております。いま文部大臣のお話によると、何にも許可されてない、東京都知事の各種学校としても許可になつてない、どこからも許可されてないような学校があつて、お話しのようにそこで民族教育が行なわれているというふうなことは、先ほど私どももあまりいいことではありませんで恐縮ですが、ゆるふんのようにだ。何にも制限がない。い

ままでは非常に動亂のときであつたからしかたがないが、これからはだんだんと、こういう条約、協定などを締結していくに際しては、少しずつ正していかなければならない、こういうふうな考えのことが対象のようにお聞きしたのですが、総理大臣いかがでございますか。

○佐藤内閣総理大臣 お説のとおり、今回の日韓条約が締結され、また諸協定が結ばれる、これで法的地位もはっきりしてくる、また、私どもが考慮すべきものは考慮した、そこで一般外国人扱いはいらないけれども、考慮すべきものは考慮した、これがはっきりいたしますと、それ以外の事柄について、国の考え方、また秩序を守るその考え方から、当然とすべきものははっきりしてくる、かように私は思います。一番いけないことは、いままで同居していた、あるいは日本人であつた、そういうところをずるずるたりにものごことが運ばれる、こういうことがあつてはならない、かように思います。このことを折目折目を正していくことが、必ず兩國の將來の親善友好關係を樹立していく上において非常に信頼が置けるということにもなるんだ、かように思いますので、私は、いわゆる取り締まりを嚴重にするとか、こういうような意味でなく、兩國の將來の親善關係を樹立する、その上には、折目折目を正しくしていく、そういうことが最も望ましいのではないかと、そこに一つは信頼感が起るわけでありませう。國際的信頼も、日本はこういう基準によつてものごとを考へておる、またその基準が最も常識的であるというならば、またそれが自分たちの國にも考へられる、理解できるということなら、それは守られる、かように私は思いますので、こういう点をなおざりにしないということは、お説のとおり大事なことだと思ひます。

○監國委員 私の最後の質問をいたします。いま総理大臣のお話を聞いてみると、取り締まりを嚴重にするというような意味では断じてなく、規律は規律としてきちんと折目を正していくことが兩國の信頼を増すゆえんである、そうでなければ、むしろ信頼は増さない、こういうお話がありましたので、全く同感であります。民族教育について私が質問したことについて、そういう御返答をいただいたんですが、私は、遠く母國を離れて他國に生活している者が、その子弟に対し、まず母國のことを教へ、母國の歴史を教へ、母國の名譽を傷つけないで、現に生活している國の國民と仲よく、その尊敬を受けるに値するりっぱな人間になるよう、そのために母國教育をしたいという気持ちには十分に理解します、また、そういう努力に対しては十分に尊敬もできるのでございませう。しかし、もしかりにそれが、現に生活している國の成り立ちをいらずに批判し、さらに誹謗し、比較対照してその母國の成り立ちを教育するがごときことが民族教育であるとするならば、独立國として十分に考へなければならぬ問題であると思ひますが、恐縮ですが、もう一回ひとつ御答弁をお願いします。

○佐藤内閣総理大臣 これはたいへん大事な問題でございます。私はしばしば内政に干渉しないといふことを申しました。もちろん、そういう民族が、自分のところの民族的な意識、あるいはこととは等についていろいろ教育をするということとは、これはあり得ることでありませう、また、先ほどは日本の商社についてのお話がございましたが、わが國のように、多数の移民を送り出している、米國籍あるいは南米諸國にも出かけている、こういうようなところを考へまして、これらの方々が、一年に一回の母國訪問、これはたいへんなつかしさを覚へながら日本に出てきている。そういうことを考へますと、この民族的なものがどうしても残つておる。かように思ひますが、しかし、それはどこまでもその永住しておるその國の内政に干渉しないといひますか、そういう立場でほんとうに母國を慕う、そのたてまえだけといひますか、そういう關係において行なわれるものだ。もしもそれが出先の國の内政を批判したり、反政府運動を起こしたり、そういうようなことであつてはならないのであります。私どもは多数の

移民を送つておりますだけに、これらの事柄につきましても十分注意するわけでありませう。まあ、たとえば今回など、私どもが外國に在住する移民あるいは第二世の方々等にも、親善に役立つた、こういう意味で、秋の叙勲に多数の方を出してございませうけれど、この多数の叙勲をする場合に、政府がいたしましたも、このことが相手の國に非常な不快な感じを与えるというようないことがあつてはならない。また、いつまでも母國のほうから、これらの出先みたような感じをこれと扱ふといふことではないように、ほんとうにこん然一体となつた形において喜んでいただくといふことではないと、ただいまの叙勲なども扱えないのでございませう。そういう点を私どもも考へますが、また、出ていって、そうしてその國で生活しておる方々も、その國の政治なり、その他に迷惑を及ぼさないように、これは十分注意していただかなければならない。これはわが國の國民に対し、また、わが民族に対しても私は要望いたしますが、日本に居住される外國人の方も、この点はよく御理解をいただいで、そうして居住されるその土地の、その國の迷惑にならないような行動だけをしていただきたい、かように私は思ひのであります。

○監國委員 いまの総理大臣のお答へは、日本から外國に行つていろいろお世話になつてゐる國民も十分に考へて、その國に迷惑を与えるようなことのないように、日本人として尊敬を受けるようにならなければならぬ。同時に、日本における外國人も、ことばを教へたり、その國のいい歴史を教へたりして、民族の誇りを持たせることは十分に必要なことであるが、その國の政治を誹謗したり、内政に干渉したりすることはいけないといふ表現であつたんですが、いけないといふことよりは、これからは断じてそういうことは許さない、これから折目を正していくというように、明らかに解釈をいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○安藤委員長 宇野宗佑君。私、請求権並びに經濟協力に重点を置きまして、政府の見解をただしたいと思ひます。ただし、本日は時間の制約もあるらしく、ございませうから、一応主として請求権問題をお尋ねいたしまして、あとの質問は保留いたしておきたいと思ひます。

○安藤委員長 宇野宗佑君。私、請求権並びに經濟協力に重点を置きまして、政府の見解をただしたいと思ひます。ただし、本日は時間の制約もあるらしく、ございませうから、一応主として請求権問題をお尋ねいたしまして、あとの質問は保留いたしておきたいと思ひます。

○宇野委員 私は、請求権並びに經濟協力に重点を置きまして、政府の見解をただしたいと思ひます。ただし、本日は時間の制約もあるらしく、ございませうから、一応主として請求権問題をお尋ねいたしまして、あとの質問は保留いたしておきたいと思ひます。

○安藤委員長 宇野宗佑君。私、請求権並びに經濟協力に重点を置きまして、政府の見解をただしたいと思ひます。ただし、本日は時間の制約もあるらしく、ございませうから、一応主として請求権問題をお尋ねいたしまして、あとの質問は保留いたしておきたいと思ひます。

○安藤委員長 宇野宗佑君。私、請求権並びに經濟協力に重点を置きまして、政府の見解をただしたいと思ひます。ただし、本日は時間の制約もあるらしく、ございませうから、一応主として請求権問題をお尋ねいたしまして、あとの質問は保留いたしておきたいと思ひます。

○安藤委員長 宇野宗佑君。私、請求権並びに經濟協力に重点を置きまして、政府の見解をただしたいと思ひます。ただし、本日は時間の制約もあるらしく、ございませうから、一応主として請求権問題をお尋ねいたしまして、あとの質問は保留いたしておきたいと思ひます。

○安藤委員長 宇野宗佑君。私、請求権並びに經濟協力に重点を置きまして、政府の見解をただしたいと思ひます。ただし、本日は時間の制約もあるらしく、ございませうから、一応主として請求権問題をお尋ねいたしまして、あとの質問は保留いたしておきたいと思ひます。

○安藤委員長 宇野宗佑君。私、請求権並びに經濟協力に重点を置きまして、政府の見解をただしたいと思ひます。ただし、本日は時間の制約もあるらしく、ございませうから、一応主として請求権問題をお尋ねいたしまして、あとの質問は保留いたしておきたいと思ひます。

○安藤委員長 宇野宗佑君。私、請求権並びに經濟協力に重点を置きまして、政府の見解をただしたいと思ひます。ただし、本日は時間の制約もあるらしく、ございませうから、一応主として請求権問題をお尋ねいたしまして、あとの質問は保留いたしておきたいと思ひます。

○安藤委員長 宇野宗佑君。私、請求権並びに經濟協力に重点を置きまして、政府の見解をただしたいと思ひます。ただし、本日は時間の制約もあるらしく、ございませうから、一応主として請求権問題をお尋ねいたしまして、あとの質問は保留いたしておきたいと思ひます。

の共同声明を発して、この在日韓国人の徴兵は考慮していない、海外居住者は法律によって兵役義務を免除されておる、こういう趣旨の共同声明を発しておる状況でございます。

〔委員長退席、長谷川(四)委員長代理着席〕

○宇野委員 請求権並びに経済協力に関する協定の第一条と第二条の関連についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

これはもう過般来から、野党の質問者からも相当強く疑義を持たれて質問されたわけですが、つまり経済協力は請求権の対価ではないかという説であります。私は、すでにこのことに関しましては、政府当局の御答弁によりまして、そうではないということをお示ししておるものでございませぬが、しかし、過般来の質問を通じて私が考えることは、対日請求八項目の内容、それを知らせよという強い御要望がございました。その項目に關しましては、すでに外務委員会におきましても、外務省当局より資料が出されておるんですが、内容は明らかではありません。内容は明らかではないけれども、しかし、そうした韓国の対日請求権は、経済協力と並行して、最終的に、かつ完全に、かつ同時に解消するというのが明らかになっておるのであります。したがって、私は、そうした問題に対しては、当局も、もつと自信を持って、より具体的に、そのそうではないという意味合いのことを明らかにいたしてほしいと思ふのであります。と申し上げますことは、今回の日本と韓国との間の条約の締結という問題に關して、私はこれを勝負であるというふうな考え方で見てはいけなかつたと思ひます。ついでこの間も小坂先生が申されましたとおり、どちらかの国が一〇〇%をとれば、どちらかが不平、不満が残るのであるというふうな状況であつてはならないから、日本の今回の交渉も、いわゆる百点満点ではない、韓国も百点満点ではない、そういう意味合いのものが残つたほうがいいんだというふうなことを言われましたが、私も全く同意見でございます。

ちなみに戦後のわが国の外交というものを大別いたしますと、たとえば米ソのごとき大國に對しては、日本の外交は要求する外交でございませぬ。ところが、賠償等の外交に關する新興國家に對しては要求される外交であります。しかしながら、今日われわれがなさんとするところの外交というものは、同じく兄貴という立場に立てば要求される外交であるかもしれぬけれども、しかし、わが国と韓国は交戰國ではない。もとは一つの國家であり國民であつたという立場において、非常に特異な性格を有しておる條約であると私は考へるのであります。したがって、それを勝つた、負けたというふうな感情でなすことは許されなかつたと思ひます。だから対日請求八項目の内容に關しては、たとへばその請求権が肩がわりされて経済協力になるというたてまえからものを考へられると、勢いその金額は幾らであつたのかというふうな数字をあげつらうということになつてしまひます。数字をあげつらうということは、要はどちらかが負けたか負けたかといふやうなことになるので、今後永久に友好を続けようという日韓間における重大な問題を残すだろつと思ひますので、私の考へ方といたしましては、いまさら対日請求八項目の内容に關しては、觸れてはならないと思ひます。觸れるべきではないが、しかし政府は、なお一そう具體的にこの一條と二條の關連性が、つまり肩がわりではない、対価でないということを示していただきたいと思ひます。

私が調査いたしましたところによりまして、たとえば協定第一條の末尾に、韓国の經濟的發展に役立つものであるという、その經濟協力の使命がうたわれておるが、こうした規定といふものは、政府としては年度實施計画の合意であるとか、あるいは契約証書の際には基準に合致するよう供与、貸与を審査するといふふうなことを意味しておると思ひますが、そうしたことであるならば、これは明らかに賠償でもなければ、まして請求権の肩がわりでもなければ、明らかなる經濟協力であるという立場が鮮明にされるのではないかと思ひます。以上に關する御所見を承つておきたいと思ひます。

○推名國務大臣 請求権のいきさつ、經濟協力と請求権の關係は、この審議のいきさつから申し上げますと關連はございませぬ。そして同じく經濟問題でありますから、同じ場所において取り扱つておるべきでありますけれども、御指摘のとおり、この請求権の問題と經濟協力の問題は、何らそこに法律上の因果關係はない。あくまでこれは有償、無償、總計五億の經濟協力は、韓国の經濟建設に役立つために日本がこれを供与するものであるという趣旨でございます。

○宇野委員 この協定第一條(a)及び第一議定書の規定は、従来とられてまいりました賠償協定の例によつていふのが非常に多いのですが、そうしたところから何か賠償的な性格ではないかといふやうなことが憶測されるやうな面があるわけでありませぬ。したがって、なぜこのやうな方式をおとりになつたのかといふことを明らかにしていただいて、いま私が申し上げました第一問の問ひをさらに明らかにしていただきたいと思います。

〔長谷川(四)委員長代理退席、委員長着席〕

○推名國務大臣 日本は、御承知のとおり數カ國に對して賠償を支払ふ、現にそれを履行しておるのであります。この支払いの手段、方法が、今回の無償供与に、ただ方法論として、そのほうが便利である、いわゆる手段として便利であるといふ意味においてこれを採用しておるのであります。その本旨はあくまで經濟協力である、かように申し上げませぬ。

○宇野委員 この協定の第二條一にいう財産、權利及び利益並びに請求権の問題は、平和條約第四條(a)の對象となる財産及び請求権と同一の範圍のものであるかどうか、簡單でつけようでございますからお答え願ひたいと思ひます。

○推名國務大臣 政府委員から申し上げます。○藤崎政府委員 平和條約第四條のものと若干時

間的なズレもあります關係もありまして相違がございませぬ。おもなものといつたしましては、例の管轄區域が變動いたしましたして、東のほうで大韓民國の領域が上に広がつていっておるわけでございます。この地域は平和條約當時は、第四條の地域に入つておらなかつたわけでございます。それから今度の請求権の處理にあたりましては、合意議事録にも明らかにいたしておりますように、拿捕漁船の請求権關係を含めましたので、したがって、そういう点でも第四條とは範圍が異なつておるわけでございます。

○宇野委員 では、いまの御答弁によりまして明らかとなり、いわゆる三十八度線の以北、また休戰ラインの以南において、日本海沿岸にも三角地帯がございませぬし、それと反對に黄海側にも三角地帯があるわけでありませぬ。したがって、その日本海沿岸のほうは、もとはいわゆる北鮮のほうであつたから、韓国の管轄權ではなかつたから、当然軍令三十三号は及んでおらなかつたわけでありませぬ。軍令三十三号が及んでおる点に關しては、過般來の討論のあつたがごとくに、平和條約第四條(b)項において、わが國は一切の請求権を放棄したことになるわけでありませぬが、では、その範圍が違つたという意味において、三十八度線以北、休戰ライン以南の三角地帯は、一体全体今回の協定においてはどうかいふふうになっておるか、またその後どういふやうな経緯においてこの問題が處理されてまいつたか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○藤崎政府委員 まず西のほうの部分、へこんでおるほうは、これは軍令三十三号は適用があり得たわけでございます。その後大韓民國の管轄區域内にはございませぬので、今度の協定では關係なくなつたわけでございます。東のほうは、事實關係をまず申し上げます、北鮮の側の當局が一九四六年ころから没収したりなど處理いたしました、終局的には北鮮にある政權が憲法の規定で没収するということにいたしております。それが休戰協定でまた大韓民國の管轄下に入つたわけでございます。

でございますが、大韓民国のほうは、これは敵の財産である、反逆者の財産でございますか、そういうことで没収措置をとったということでございます。したがって、この協定の第二条第一項にございます実体的な財産、権利、利益としては何も残っておりませんという状況でございます。

○宇野委員 いわゆる日本海沿岸の三角地帯に対する韓国の措置並びにそれを今回の協定においても明らかにしたということに関する御答弁に對しては、私は納得がいきませんが、しかし韓國は、今回の対日請求八項目というものが出されまして、それが今回解消されたわけですが、その八項目においては、南北の区別なく、一切の請求をなしてきたわけでありまして、だから、それに対する私は今後の仮説を立ててみたいと思うのであります。一応条約を結ぶ際にいろいろな仮説が必要だろうと思つて、したがって、この間からいろいろ私見が出ておりましたが、私はそこを心しておかなくちゃならないことは、いやしくも韓國とわが國が將來にわたつて友好關係を保つというのであるならば、韓國に對して不利なような仮説をここで論ずべきではないと思つてお

ります。そのことはちよつと、離婚を予見して結婚するようなことではないから、そういうばかげたことはあり得ない。したがって、それ以外の仮説ならば、当然われわれといたしまして一つの見識として立てて、なおかつそれに対する政府の見解を明らかにしておく必要があるだろうと思つておられます。

○権名國務大臣 昨日私が申し上げましたことは、全く仮説中の仮説、あり得べからざることでございますが、しかし、これに對して十分な説明が足りませんので補足して申し上げておきたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

か。いやしくも条約のことでございますから、相手がノーと言へばそれまでであります。また、そのような事態を想像すること自体が、今日の段階において正しいことであるかないかというのを考へますと、私はまず不謹慎な話だと思つておられます。これに對します昨日の質問に對する外相の答弁、昨日どおりでいいのかわかるといふことに關しまして、第一点をお伺いいたしておきたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

可能性のないことではあるけれども、もしそういうことがあったと仮定すれば、大体次のようなことになると思つておられます。合意による修正の場合は、どうせ輕微な修正であらうと思つておられます。基本關係條約の基礎となつておる客觀的事態に重大な変更がある場合にはこれは該當しない。したがつて、第三条を含めて別に條約を修正するといふ必要は私はないものと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

求權といふものは存在しておる、韓國の請求權は一切解消になつておる。北には軍令三十三号が及んでおられませんから、わが國の請求權は存在しておる。このことは過般來も答弁されたとおりであります。しかしながら、それに対して、北に對して残つておる請求權に對して、そこに國連加盟をした新しい政權が樹立された場合には、はたしてその請求權はいかなる形になるかといふ問題であります。つまり分裂國家の場合には、一國を承認すれば他の國を承認することができないというのが、この間からの政府當局の御答弁でございます。したがって、たとえ國連に加盟されましても、あの半島に二つの政權といふものができ上つた場合、わが國の現在存在しているといふ請求權は、その國家に對していかなる処置がとり得れるのであるかどうか、この点をひとつ御答弁賜つておきたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

○宇野委員 是正をいたしました。○宇野委員 では意味を変えて御質問をいたしたいと思つておられます。

ば、今後北鮮とはわが国は、たとえ中国と同じように政経分離をもつて進むんだというのであれば、その憲法によって没収された財産に対して、日本の民間人が請求権を提起した場合にどういふふうな形になるであろうかということをお教へ願いたいと思います。

○藤崎政府委員 北鮮との関係、交流のことは、従来どおり何ら変更を考へていないということがいまでも述べられております方針でございます。したがってこれを、いま方針としておられないことを前提としていろいろ論議するのはいかかと思ひますが、かりに全くの仮定の問題として、日本人の個人が北鮮の裁判所に訴え出たといつたとしても、北鮮で行なわれておる法制上は、憲法がそういう規定になっております以上は、請求は認められないであろうというものは申し上げられるかと思ひます。全くこれは理論上の問題として申し上げるわけでございます。

○宇野委員 仮定の仮定でございしても、これはやはり国内補償という問題として残ってくるんではないかと思ひます。すなわち、第二条3で、日本国民の財産等に対する措置及び日本国民のすべての請求権に關しては、いかなる主張もすることができないようになってしまつたわけでございます。それは平和會議があつたからやむを得ないというふうには、南はあきらめられても、北にはあきらめ得ない問題が残ると思ひます。そこに南の国内補償の問題をいたしまして、憲法二十九条三項との関連性もございまして、あるいは外交保護権との関連性もございまして、あるいは外交保護権としての補償の責任があるのかないのか、憲法と外交保護権の關係において御説明をちょうだいしたいと思います。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。御指摘のように、憲法二十九条三項によりまして、「私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」と規定してございまして、私ども、この問題については、在外財産問題

の、いままでの古くからございまして審議の過程でずっと論ぜられてきたこととございしますが、この憲法の規定から申しますと、とにかく日本の憲法でございまして、日本の国ないしそのほかの公権力の行使によりまして、私有財産を没収したという場合を念頭に置いて規定であることは間違ひございません。そこで今回の場合に、それがそのままに該当することになるかといふことが、純粋に法律の見地から申しますと、それは直ちにそのまゝには適用ならぬのじやないかといふのが、私どもの旧來からの考え方でございます。

と申しますのは、いまも御指摘がありましたように、この問題につきましては、向こうの措置等につきまして、当方が異議を申し述べない、いわば外交的な保護をすることに對する範圍の問題でございまして、それなるがゆゑに、憲法上の保障がふつてくるというふうには、法律上の純粋な理論としては言ひかねるのではないかと申す。ただ、むしろ政策問題でございまして、私が申し上げるまでもございせんが、御承知のとおり、在外財産問題審議會等がございまして、その辺の配慮は、別途政策上の問題でどうすべきかといふことは、むしろ別のお話でございます。

○宇野委員 ただいまのお答えで、一応南朝鮮に對する考え方に關しましては明らかになつたと思ひますが、しかし、先ほどから申しておりますと、あるあると申しておきながら、条約局長の御答弁のとおり、仮説としても、今日はどうした請求をなし得ないであろうかといふことになつてしまへば、この問題に關するいわゆる日本財産の存在は、理論的には存在しておるが、その補償に關しては、南とおよそその性格が違ふものであるが、ここにおいてわが国としては、国内措置として南と同様に扱ふかどうか、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○高辻政府委員 在外財産は、一般に申しまして、その財産の処理がきまつたものと、それからま

だ當時その財産の置かれておる施政当局との話し合いといふものができていないものと、実はいろいろさまざまございまして、何といふか、そういう何らの措置というよりなものが、法律的な關係においていまだ片づいておらないところは、これは美はどうかというところをいまだから申し上げるわけにもまいらないのでございまして、いづれにしましても、今回の処理の対象になりました韓國所在のものといふようなものになりますと、ともかくも向こうの措置、あるいは向こうの国民のものについてはこちらの措置になります。そういうものにつきましては、ともかくも一応法律的な観点をそこに向ける基礎ができておりますから、それについてはいま申し上げたようなこととございしますが、そのほかの部分につきましては、そういう説明をする基礎もまだ、いまだ十分に整つておりません。これは北朝鮮に限らず、満州のものもございまして、各地にまだそういうものが残されております。そういう問題は、やはり在外財産問題一般の問題として政策的に考へていくといふことになるものと思ひます。

○宇野委員 次に、質問を進めまして、合意議事録の第2項(ロ)において、これはこの協定の第二条第3項で、日本におらない韓國人の財産がすべてその管轄下に入つてしまふという規定に該當するわけですが、その中においても、特に不動産については、日本側は慎重に検討する旨を、李外務部長官の要望に對しまして答えておりました。そうすると、これは請求権は一切がつかひ解消し、消滅したのではあるけれども、慎重に検討するといふことが答へられておるといふことは、請求権を存続せしめておるのではないかと、いふような疑義が生ずるわけでありまして、しかし、不動産でございまして、いろいろと登記上の手続もございまして、なぜこのような、慎重に検討するといふことをお答へになったのか、また慎重に検討するといふことと、いふことであるのか、あるいはまた、その不動産が日本人に預けられておる場合と、韓國人に

預けられておる場合と、いふふうに解説せられると思ひますけれども、それに対する明らかなる答へをしていただきたいと思ひます。

○藤崎政府委員 不動産について慎重に考慮するといふことにいたしましたのは、不動産の場合には第三者の権利が設定されていることもございまして、またこれを現に使用しているものも利益も考へてやらなければならぬ、そういうこととございまして、結局そういうふうなものの権利利益を尊重するために今度の国内法では、日本人が現に保管している不動産だけをその保管しておる日本人に帰属せしめることにいたしました。したがって、その反面におきましては、結局日本人以外の第三國人あるいは韓國人等が住んでおる不動産、そういうものには手がつけられない、そういうところが慎重な考慮のあらわれであると、かように御了承いただきたいと思ひます。

○宇野委員 ここで法務大臣にお尋ねいたしておきたいと思ひます。といふことは、今回の請求権の解消等におきまして明らかになつたように、韓國人であるがために得をする場合もあつた、また損害をされる場合もあるわけでありまして、そのことに關しまして、私は条文上明らかになつておりますから、いろいろ御質問しようと思ひませぬ。御質問しようと思ひませぬが、しかし、一応先ほどの韓國君の質問にもありましたが、五年の期限を経て、韓國人であつて、なおかつ永住権を持たれる方々の身分といふものはつきりするわけでありまして、そうなりますと、今日までは韓國に關しましては、國籍もすでに政府の御答弁どおりはつきりいたしました。きょうまでは日本人であつた方が外國人になつたといふもの、きのうまでは同じ國民であつたから、ひとつ内國人的に取り扱つてあげなくてはならないといふので、御承知の法律第百二十六号が今日も存続しておるわけでございます。私は当然そういうふうな法律が適切な法律であつたと考へております。しかしながら韓國といふ國籍といふことも明らか

になり、なおかつ五年たてば、そのうちの何人の人が永住権をとるかということも明らかになるという事になってしまいますと、ではその他のいわゆる朝鮮人の人たちはどうなるんだ、外国人なのか、あるいは依然として百二十六号法律のもとにおける準内国人であるのかと、いろいろな疑義が生じてさう思うのでございます。非常にむずかしい問題ではございますが、私はさういふ点に關しましては、一応法律第百二十六号に對して、時期が来るまではさういふふうな事になつておきますので、さうしたことを検討するべきときが来つたのではないかとさういふ考へ方もするわけでございます。現にこの間韓国のある人に出会いますと、私たちは、昔は國民でございましてから、日本の旗を見ましたも、怒りも感ずるし、愛着も感ずる。しかし、戦後生まれた私たちの子供は、日本の国旗をながめまして、怒りも感ずらないし、愛着も感ずらない。さういふふうに言つておられますが、もうすでに戦後二十年になれば、さういふふうな外国人が生まれておるのであります。したがうして、百二十六号は、さういふものでは日本人であつたという意味合いにおいて制定された法律でございしますが、いま同じ朝鮮人とは申しまして、いろいろな形の人たちがこの日本に存在しておられる以上、私は、この法律というものもあらゆる角度から検討せられる必要はあらうと思つてございします。もちろんこの中には台湾人も含まれておりますが、それに対しては法務大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○石井國務大臣 御説のごとく、この法律は台湾人並びに朝鮮人が、戦前から日本に引き續いておつた者に対して、ほかの外国人と區別して取り扱うというために設けたものでございします。御承知のとおり、今度の条約によりまして、大體の韓国の人はその必要がなくなるわけでございますが、またそれに移らない人もあるでございします。また台湾の人が移らないのでございします。いまのところは、この法律を変えるということは考

えていないのでございします。しかし、ただいまおっしゃつたように、これは研究しなければならぬ問題の一つであるといふことはわかります。

○宇野委員 もう時間がだいふ切迫いたしておりますから、あとは後日に保留いたしました。以上をもつて本日の私の質問を終わつておきます。(拍手)

○安藤委員長 この際委員長から申し上げます。去る二十八日、横路委員から要求のありました資料が政府から提出されました。その取り扱ひ等につきましては、理事会において協議いたします。

本日は、この程度にとどめ、次回は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。
午後一時二十五分散会